

第3期 ささっ子 子育て いちばんプラン

～第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～



丹波篠山市

はじめに

我が国は、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。また、児童虐待や不登校、子どもの自殺等子どもを取り巻く状況は深刻な状況となっております。

このような状況を踏まえ、国では令和5年4月に「こどもまんなか社会」の実現に向けてこども政策をより強力に推進するための省庁として「こども家庭庁」が設立されました。

同時に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行され、同年12月には少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定されるなど、国を挙げて子ども・子育てに関する支援環境の整備が進められています。

本市においては、平成27年3月に「篠山市子ども・子育て支援事業計画」を策定、令和2年3月に「第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画」をし、教育・保育環境の充実を目指して、本市の実情に合わせた子ども・子育て支援を進めてきました。

このたび、令和6年度で「第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることから、近年の社会潮流や本市の現状、子ども・子育て支援のニーズ等を反映した「第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

地域全体で子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちの笑顔があふれ、まち全体が子育ての喜びを感じ、「子育てするなら丹波篠山がいちばん！」と実感できる「こどもまんなか」のまちをめざし、子ども・子育て支援に関する取り組みを総合的に推進してまいります。

結びに、この計画の策定にご尽力・ご協力いただきました「丹波篠山市子ども・子育て会議」委員の皆さまをはじめ、アンケート調査などご意見を賜りました市民の皆さまに、心から感謝申し上げます。



令和7年3月

丹波篠山市長 酒井隆明

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 丹波篠山市の子ども・子育てに関する現状と課題	3
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 本計画がめざすまちの将来像	5
2 本市がめざす子どもの姿	7
3 基本目標	7
4 計画の体系	9
第3章 施策の展開	10
1 多様なニーズに応じた教育・保育を提供します	10
2 子どもの健やかな成長を支えます	25
3 若い世代のライフプランの実現を後押しします	34
4 みんなで協力して子どもを育てられるようにします	37
5 子育て家庭が安心して暮らせるまちにします	41
第4章 計画の推進にあたって	46
1 計画の推進体制	46
2 計画の進捗管理・評価	46
第5章 資料編	47
1 子ども・子育てを取り巻く現状	47
2 ニーズ調査結果	56
3 計画策定の経緯	62
4 丹波篠山市子ども・子育て会議委員名簿	63
5 丹波篠山市子ども・子育て会議規則	64
6 丹波篠山市子育ていちばん条例	65
7 用語解説	69

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

近年、国においては、子ども・子育て支援として、平成 27 年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざして、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援などを総合的に推進してきました。

令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」では、長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるため、不妊治療への保険適用の早急な実現、男性の育児休業の取得促進といった少子化対策が総合的に示されました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少は歯止めがかからず、令和5年の出生数は 75 万 8,631 人と統計開始以来最少となりました。

このような状況のなか、次の時代を担う子どもが安心して育つことができる環境の整備や、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会の実現に向けた取り組みを社会全体で強力に推進していく事を目的として、令和5年4月には「こども家庭庁」が発足すると同時に「こども基本法」が施行され、翌月には「こども大綱」が閣議決定されました。

そのような状況のなか、丹波篠山市(以下「本市」という。)においては、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画」を2期にわたって策定するとともに、その計画的な推進に取り組んできました。

令和2年には全国に先駆けて産前産後の 1 年間、かかりつけの助産師が妊産婦やその夫をサポートする「My 助産師制度」を開始したほか、令和6年には今田保育園と今田幼稚園を統合した「こんだ認定こども園」の開園や、「丹波篠山市立城東保育園・かやのみ幼稚園あり方検討委員会」の設置など、教育・保育提供体制の充実に向けた取り組みを進めてきました。

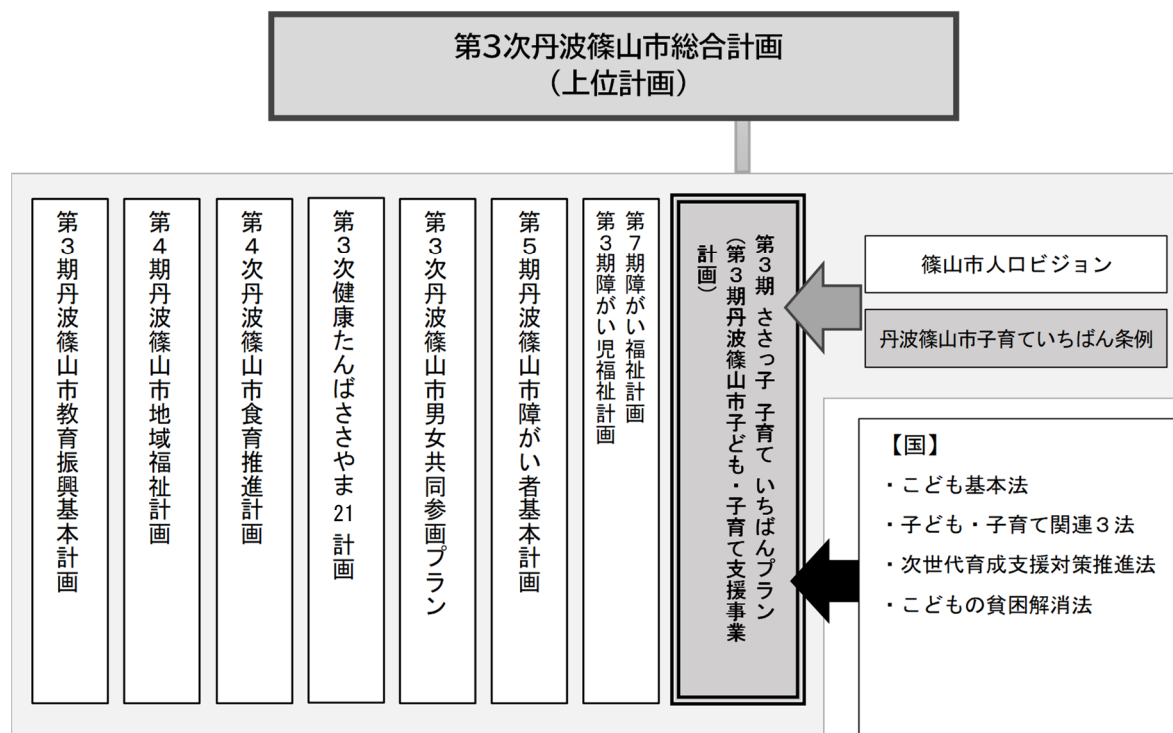
この度、「第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度で満了となることに伴い、近年の法改正や社会潮流、本市の子どもを取り巻く現状をふまえ、新たな課題への対応を含め、子どもや子育ての一層の充実を図るため「第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされており、計画のなかでは、教育・保育利用(本計画の第 3 章の1「多様なニーズに応じた教育・保育を提供します」にあたる部分)、また地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっています。

また、本計画は令和5年4月に施行された「こども基本法」の内容をひまえ、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を兼ねるものとし、「元気なささっ子 愛 プラン」(後期行動計画)の考え方を継承する計画であることから、上記の子ども・子育て支援法に基づく内容以外にも、本市独自の子育て支援施策をはじめとした、子ども子育て支援に資する取り組みをとりまとめた計画(本計画の第 3 章の2「子どもの健やかな成長を支えます」～5「子育て家庭が安心して暮らせるまちにします」にあたる部分)でもあります。

本計画の支援の対象となる年齢は、教育・保育利用(本計画の第 3 章の1「多様なニーズに応じた教育・保育を提供します」にあたる部分)では未就学児であり、子どもたちが基本的な生きる力を獲得するために、最も基礎であり重要な時期である乳幼児期(就学前児童とその保護者を対象)までが中心となっていますが、概ね小学生以下の子どもとその保護者を対象とした計画となります。



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに柔軟に対応するため、適宜計画の見直しを行うものとします。

4 丹波篠山市の子ども・子育てに関する現状と課題

(1)多様な教育・保育ニーズに応える体制の充実

女性の就業率の上昇に伴い、3歳未満の乳幼児の保育施設の利用率が上昇傾向にあるため、就学前児童が減少するなかでも、保育の受け皿の拡大が求められます。

また、幼稚園における預かり保育の利用も高い水準で推移しており、本市における保育ニーズの高さがうかがえます。

安定的な教育・保育の提供に向けて、保育士の確保に引き続き取り組むとともに、令和9年度の開園をめざし「城東認定こども園」の整備に取り組み、また、令和8年度に本格実施となる「こども誰でも通園制度」についても、市民のニーズに対応できるよう、実施体制の整備に取り組む必要があります。

そのほか、多様な保育ニーズに対応できるよう、保育所等における在園児以外の一時預かりや、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター等各種サービスの提供体制の確保や、利用に係る情報提供や相談体制の充実が求められます。

(2)子どもの健やかな成長を支援する体制の充実

妊娠期から乳幼児期、成人に至るまで、親子の健やかな成長を図るために、妊娠期からの切れ目のない相談体制の充実や、教育・保育施設、家庭と連携した「ふたばプロジェクト」による望ましい生活習慣や健康づくりの推進に取り組むことが求められます。

また、子どもの生活リズムや心身の発達状況等に不安を抱える保護者に対し、一人ひとりの状況に応じた相談等の支援を推進するとともに、疾病や障がい等の理由により専門的支援が必要な子どもを早期に発見し、支援につなげる体制の充実が求められます。

また、学齢期以降についても、学校と連携した相談支援や、「生きる力」を育む教育の推進、特別支援教育の充実など、子ども一人ひとりの健やかな成長を担保する体制の充実が求められます。

(3)若い世代のライフプラン実現に向けた支援の充実

若い世代の妊娠・出産等のライフプランの実現を支援するため、妊娠・出産等に係る健康上の不安や経済的不安を軽減するための支援が求められます。

また、子育て世代のワーク・ライフ・バランスに関し、3歳未満の子どもの就園率が上昇している事や、アンケート調査結果からみる育児休業の取得率が父母ともに上昇している事から、仕事・子育てともに男女共同参画が進んでいる状況が見受けられます。

子育て世代のワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の一層の推進を地域全体で後押しするため、市内企業と連携し、男性を含めた育児休暇の取得の促進や、短時間勤務制度の利活用の促進に取り組むことが求められます。

(4)協働による「こどもまんなか」のまちづくりの推進

令和5年4月に施行されたこども基本法のなかでは、年齢等に関わらずすべての子どもの尊厳や様々な権利が保障される社会づくりについて、社会全体で行う責任があると示されています。

本市では、「おとわの森子育てママフィールド」の運営や子ども食堂など、NPOや市民の有志によって様々な取り組みが進められており、ファミリー・サポート・センターにおける市民の互助活動も利用が増加している状況です。

子育て家庭の孤独・孤立の防止のためにも、協働による親子の居場所づくりや互助活動の充実、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り支える体制の充実が求められます。

(5)子育て家庭が安心して生活できるまちづくりの推進

ひとり親、生活困窮、障がい等の困難を抱えた世帯、外国にルーツのある世帯は複合的な課題を抱えやすい状況にあり、未就園児がいる世帯も孤立・孤独におちいりやすい状況にあります。

これらの世帯について、児童虐待防止のためにも、関連機関との連携のもと、養育環境や親子の心身の健康状態の適切な把握に努めるとともに、それぞれの状況に応じて必要な支援につなげることが求められます。

また、子どもの安全確保のために、地域と連携した防災・防犯対策や、登下校の際の安全確保に資する取り組みの充実が求められます。

本計画は、SDGsの理念をふまえて策定されたものです

SDGsは、平成27年9月の国連サミットで採択された2030年までに「持続可能な世界の実現」をめざす国際目標です。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、子どもを取り巻く貧困、健康、福祉、教育等に関する課題解決に向けた方策を示す本計画でも共通する理念です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 計画の基本的な考え方

1 本計画がめざすまちの将来像

我が国の、近年の子どもや子育て家庭を取り巻く状況に目を向けると、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策による外出自粛や行動制限による交流また交友機会の激減は、子どもや子育て家庭の孤独・孤立を加速させ、令和4年には児童虐待相談や不登校、児童生徒の自殺が過去最多となるなど、非常に厳しいものとなっています。

また、平成30年に100万人を割った出生数は令和元年には90万人、令和4年には80万人を下回るなど、急速に少子化が進行しています。

そのような中で、異次元の少子化対策や、安心して子どもを生み育てられる環境の整備に向けて、厚生労働省より令和5年12月に公表された「こども未来戦略」では、主要施策として、「子どもの居場所づくり」や、夫婦の「共働き・子育て支援」などが示されました。

また、本市においては、丹波篠山市いちばん条例において、大人それぞれの役割を明確にし、子育てに関する第一義的責任は保護者が負うものの、子ども・子育て家庭が安心して生活するためには、保護者、市民、学校、事業者、本市等が相互に連携し、地域全体で子育て家庭の支援を行う責務があると考えます。

実際に、本市においては、豊かな自然環境のもと、各自治会やまちづくり協議会、さらには各種団体やボランティアにより、子どもの居場所づくり等、子どもの健全育成に関する様々な取り組みが行われています。引き続き、地域全体で子育てを推進することにより、子育ての不安や負担を和らげ、喜びや生きがいを持って子育てにはげむことができる「こどもまんなか」の地域づくりに取り組みます。

また、子ども自身の育ちについて、乳児期においては、大人への愛着形成を通じて心の安定や他者への信頼感を育み、幼児期においては友達との関係づくりや基本的な生きる力を身につけるといったように、子どもの心身の健全な育ちを支援する環境づくりに取り組みます。

その中で、子ども一人一人がかけがえのない、個性ある存在として認められ、自信をもって自分の力で育つことができると考えます。

本計画では、以上のような考え方をもとに、地域全体で子育てに取り組む「こどもまんなか」のまちづくりを通じて、丹波篠山の子育てブランドの確立をめざします。

丹波篠山市がめざすまちの将来像

**子育てするなら丹波篠山がいちばん！
とみんなが思える「こどもまんなか」のまち**



子育てするなら丹波篠山がいちばん！

とみんなが思える「こどもまんなか」のまち



丹波篠山子育てブランドの確立



第3期 ささっ子 子育て いちばんプラン
～第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～

子育ていちばん条例

2 本市がめざす子どもの姿

ニーズ調査結果によると、将来、子どもにどのような人に育ってほしいと思うかについては、「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」「逆境に負けない忍耐力と自立心を身につけた人」等の割合が高くなっています。

生涯を通じて様々な人と出会う中で、互いを認め合い、助け合う心を育みながら、強くたくましく育ってほしいという、親の願いがうかがえます。

多くの親が願うそうした子どもの育ちには、植物の「ふた葉」や「根っこ」と同じように乳幼児期の子どもたちの生きる力の土台となる”根っこ”を伸ばす時期を家庭や地域、行政とともに見守り、子どもたちの成長の喜びや楽しさを感じながら子育てできる環境を大切にします。

中でも、「眠育」「食育」「あそび」といった基本的な生活習慣は、乳幼児期に様々な力を育むうえで大切な要素であり、子どもたちの自立を支援することにつながる幼児教育を展開していきます。

以上のような考え方から本市では、朝日とともに目覚め、四季を感じながら、豊かな自然の中で夢中になって遊ぶことができる、そんな乳幼児の姿をめざし、本計画を推進していきます。

そこで、保護者はもちろん、保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育施設や地域、関係機関等が同じ目標を共有し、質の高い教育・保育を提供できる体制づくりを進めるため、本市がめざす乳幼児の姿を、本計画の将来像を踏まえ、以下の通り掲げます。

**朝日とともに目覚め、四季を感じながら
夢中になって遊ぶ ささやまっ子**

3 基本目標

基本目標1. 多様なニーズに応じた教育・保育を提供します

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標2. 子どもの健やかな成長を支えます

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ふた葉プロジェクトを進めるとともに、妊婦健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。また、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりを進めます。

基本目標3. 若い世代のライフプランの実現を後押しします

若い世代の就労・子育て等のライフプランの実現に向けて、市内の企業等とも連携しながら男性の育児休業取得を推進し、男性の育児参加を図るとともに、短時間勤務等の各種制度の利活用の促進など、仕事と子育ての両立を支援する環境づくりを進めます。

基本目標4. みんなで協力して子どもを育てられるようにします

子どもの育ちを地域全体で支援する「こどもまんなか」のまちづくりに向けて、子どもや子育て家庭を見守り支える子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、子育て家庭の孤独・孤立防止に向けて、子育て中の親子が気軽に集い交流できる機会の充実や、子育てふれあいセンター等の利活用の促進を図ります。

基本目標5. 子育て家庭が安心して暮らせるまちにします

ひとり親家庭や外国人家庭等、特に支援が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーのまちづくりを進めます。

4 計画の体系

将来像

子育てするなら丹波篠山がいちばん！
とみんなが思える「こどもまんなか」のまち

本市がめざす子どもの姿

朝日とともに目覚め、四季を感じながら
夢中になって遊ぶ ささやまっ子

基本目標

施策の方向

1. 多様なニーズに応じた教育・
保育を提供します

- (1) 児童数の推移と推計
- (2) 教育・保育提供区域の設定
- (3) 各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等
- (4) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

2. 子どもの健やかな成長を支
えます

- (1) 妊娠・出産における安心・安全の確保と支援
- (2) 子どもの成長と発達への支援
- (3) 障がいのある子どもへの支援
- (4) 小児医療体制の充実

3. 若い世代のライフプランの
実現を後押しします

- (1) 妊娠・出産等のライフプラン実現に向けた経済的支援の推進
- (2) 男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進
- (3) 親の子育て力の向上

4. みんなで協力して子どもを
育てられるようにします

- (1) 子育てへの関心の喚起と理解の促進
- (2) 地域と協働した子育て支援の取り組み
- (3) 保護者と子どもの居場所づくりの推進

5. 子育て家庭が安心して暮ら
せるまちにします

- (1) ひとり親家庭への支援
- (2) 在住外国人家庭への支援
- (3) 児童虐待防止に向けた取り組みの推進
- (4) 子育て家庭への経済的支援と子どもの貧困対策の推進
- (5) 子どもの安全確保とやさしい環境づくり

第3章 施策の展開

1 多様なニーズに応じた教育・保育を提供します

子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じて幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。また、地域の実情に応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

(1) 児童数の推移と推計

各事業の対象となる0～11歳人口の実績と今後の推計は以下の通りです。

■ 児童数の推移と推計

単位(人)

		実績					推計(第3期)				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
就学前	0歳	254	204	227	195	202	200	196	192	189	185
	1歳	243	246	210	235	207	207	205	201	197	193
	2歳	277	249	253	220	238	213	213	211	206	202
	3歳	312	273	253	253	230	241	215	215	213	209
	4歳	294	310	277	259	253	232	243	217	217	215
	5歳	332	296	311	276	266	255	234	245	218	219
小学生	6歳	319	334	297	315	285	270	259	237	248	221
	7歳	328	324	335	301	320	288	273	262	240	251
	8歳	330	327	319	340	303	320	288	273	262	240
	9歳	347	335	329	325	341	306	324	291	276	265
	10歳	343	349	333	329	330	342	307	325	293	277
	11歳	341	344	351	333	331	331	343	309	326	293
	0～5歳合計	1,712	1,578	1,531	1,438	1,396	1,348	1,306	1,281	1,240	1,223
	6～12歳合計	2,008	2,013	1,964	1,943	1,910	1,857	1,794	1,697	1,645	1,547
	総数	3,720	3,591	3,495	3,381	3,306	3,205	3,100	2,978	2,885	2,770

資料：住民基本台帳（令和2年～令和6年）

※児童数は、令和2年～令和6年の人口を基に、コーホート変化率法により推計しています。

(2) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定め、当該区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることをふまえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全市)とします。

(3)各年度における教育・保育の事業量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

事業の内容

幼児期の教育・保育事業は、小学校就学前の乳幼児が幼児施設(保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所)を利用する事業です。

量の見込み

■教育

単位(実人/年)

丹波篠山市	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	257	153	241	149	233	149
②確保の内容 幼稚園・ 認定こども園	257	153	241	149	233	149
②-①	0	0	0	0	0	0

丹波篠山市	令和10年度		令和11年度	
	1号	2号	1号	2号
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	221	146	216	144
②確保の内容 幼稚園・ 認定こども園	221	146	216	144
②-①	0	0	0	0

1号: 子どもの年齢が満3歳以上で保育に必要な事由に該当しない児童のこと。
2号: 子どもの年齢が満3歳以上で保育に必要な事由に該当する児童のこと。
3号: 子どもの年齢が0歳～満3歳未満で保育に必要な事由に該当する児童のこと。

※令和6年度から篠山・たまみず・岡野幼稚園区における教育・保育のあり方の検討をはじめています。

■保育

単位(実人/年)

丹波篠山市	令和7年度				令和8年度				令和9年度			
	2号	3号			2号	3号			2号	3号		
	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	429	54	118	142	411	54	121	149	405	55	123	155
②確保の内容 保育所・ 認定こども園	429	54	118	142	411	54	121	149	405	55	123	155
②確保の内容 地域型保育 事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

丹波篠山市	令和10年度				令和11年度			
	2号	3号			2号	3号		
	3-5歳	0歳	1歳	2歳	3-5歳	0歳	1歳	2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)	391	56	124	159	391	56	126	163
②確保の内容 保育所・ 認定こども園	391	56	124	159	391	56	126	163
②確保の内容 地域型保育 事業	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和9年度から城東保育園・かやのみ幼稚園を統合し(仮称)城東認定こども園として開園する予定です。

提供体制、確保策の考え方

- 教育の定員数については、令和6年度現在、410名(公立幼稚園10園、公立認定こども園3園、私立認定こども園2園)の提供体制があります。
- 保育の定員数については、令和6年度現在、743名(公立保育所3園、公立認定こども園3園、私立認定こども園2園)の提供体制があります。
- 令和6年度から令和11年度にかけては、引き続き児童人口の減少とともに見込み量も減少傾向にあるため、特にニーズの高い地域の提供体制の確保に配慮しつつ、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。
- 地域型保育事業(小規模保育事業等)については、引き続き保護者のニーズを把握しながら、必要性について検討していきます。
- 本市の認定こども園については、令和6年度現在で、公立が3園と私立が2園となっています。本市ではこれまで、「篠山市幼保一体化計画(平成24年3月)」に基づき、教育・保育の一体的な提供体制について検討を進めてきました。公立保育所・幼稚園の認定こども園への移行については、引き続き検討していきます。

■教育・保育提供施設(一覧)

公・私	種別	施設名	所在地	1号 3-5歳	2号 3-5歳	3号 0-2歳	延長保育
公立	保育所	たかしろ保育園	糯ヶ坪	—	○	○	—
公立	保育所	城東保育園	日置	—	○	○	—
公立	保育所	にしき保育園	乗竹	—	○	○	—
公立	幼保連携型認定こども園	たきこども園	草ノ上	○ ※1	○	○	—
公立	幼保連携型認定こども園	味間こども園	西吹	○ ※1	○	○	—
公立	幼保連携型認定こども園	こんだこども園	今田町今田新田	○ ※1	○	○	—
私立	保育所型認定こども園	ささやまこども園	東新町	○ ※2	○	○	○
私立	幼保連携型認定こども園	富山こども園	東岡屋	○ ※2	○	○	○
公立	幼稚園	篠山幼稚園	北新町	○ ※1	—	—	—
公立	幼稚園	八上幼稚園	糯ヶ坪	○ ※1	—	—	—
公立	幼稚園	たまみず幼稚園	黒岡	○ ※1	—	—	—
公立	幼稚園	岡野幼稚園	東浜谷	○ ※1	—	—	—
公立	幼稚園	かやのみ幼稚園	日置	○ ※1	—	—	—
公立	幼稚園	西紀みなみ幼稚園	黒田	○ ※1	—	—	—
公立	幼稚園	西紀きた幼稚園	本郷	○ ※1	—	—	—
公立	幼稚園	大山幼稚園	大山新	○ ※1	—	—	—
公立	幼稚園	城南幼稚園	小枕	○ ※1	—	—	—
公立	幼稚園	古市幼稚園	波賀野新田	○ ※1	—	—	—
私立	企業主導型保育所	ささやまめばえ保育園	風深	—	○	○	—

※1:4・5歳児のみの受け入れ、園区指定あり

※2:3～5歳児

施設名	所在地	対象幼稚園
こどものおしろ	北新町(篠山幼稚園内)	篠山・たまみず・岡野
しろたきクラブ	日置(城東保育園内)	かやのみ
なつぐりっ子ハウス	乗竹(にしき保育園内)	西紀みなみ、大山
きたっこハウス	本郷(しゃくなげ会館内)	西紀きた
くすのきクラブ	小枕(城南小学校内)	八上、城南
どんぐりハウス	波賀野新田(古市幼稚園内)	古市

(4)各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容、実施時期等

①延長保育事業【保育教育課】

事業の内容

延長保育事業は、保育所や認定こども園に就園する園児(2号・3号)の保護者が勤務時間帯等の都合で、基本保育時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用する事業です。

量の見込み

■延長保育事業

単位(実人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	67	68	69	70	71
②確保の内容	67	68	69	70	71
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○量の見込みに対する提供体制は確保できている状況であり、今後も安定的な供給を推進します。

②放課後児童健全育成事業【子育て企画課】

事業の内容

就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生を対象に、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。平日の放課後のほか土曜日や長期休業期間中にも実施します。

量の見込み

■放課後児童健全育成事業

単位(実人/年)

丹波篠山市		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	162	158	147	157	144
	2年生	150	145	139	130	139
	3年生	144	133	129	126	120
	4年生	92	101	94	92	93
	5年生	69	62	65	59	56
	6年生	34	35	31	33	30
②確保の内容(合計)		651	634	605	597	582
②-①		0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

令和6年度現在、市内11か所(公設公営3か所、公設民営8か所)で実施しています。

開所時間 学校授業日・・・授業終了時から18:30まで

学校休業日(土曜日・長期休業日など)・・・7:30から18:30まで

児童クラブ名(委託先事業所)	所在地	対象小学校
篠山児童クラブ (丹波篠山市社会福祉協議会)	北新町(旧篠山幼稚園)	篠山小学校 八上小学校
城北畑児童クラブ (一財)ポジティブアスナイチヤースクール)	黒岡(城北畑小学校敷地内専用施設)	城北畑小学校
富山児童クラブ (社福)富山福祉会)	東浜谷(岡野小学校内)	岡野小学校
城東児童クラブ (丹波ささやま農業協同組合)	日置(JA日置支店跡地)	城東小学校
多紀児童クラブ (一財)ポジティブアスナイチヤースクール)	小田中(篠山フィルハーモニーミュージアム内)	多紀小学校
西紀児童クラブ (丹波ささやま農業協同組合)	打坂(JA北河内支店跡地)	西紀南小学校 西紀小学校 西紀北小学校
大山児童クラブ (株)Dreamaway)	大山新(大山緑の会館)	大山小学校
味間児童クラブ	味間新(旧味間幼稚園)	味間小学校
城南児童クラブ	小枕(城南コミュニティセンター)	城南小学校
古市児童クラブ	見内(古市保育園跡地)	古市小学校
今田児童クラブ (丹波ささやま農業協同組合)	今田町今田(JA今田支店跡地)	今田小学校

③子育て短期支援事業(子育て家庭ショートステイ事業)【社会福祉課】

事業の内容

子育て短期支援事業は、支援・相談中の家庭において、保護者の育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、市が委託する施設で児童を預かり、必要な保護・養育を行う事業です。

量の見込み

■子育て短期支援事業

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○子育て家庭ショートステイについては、県内の乳児院・児童養護施設・母子生活支援施設等で実施しており、見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

④地域子育て支援拠点事業【子育て企画課・人権推進課】

事業の内容

主に就学前の子どもとその保護者等が気軽に集い、親子が交流するための事業等を企画・運営し、また、子育てに関する情報提供や相談支援などを実施する事業です。

量の見込み

■地域子育て支援拠点事業

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	25,894	25,643	25,225	24,724	24,223
②確保の内容	25,894	25,643	25,225	24,724	24,223
②-①	0	0	0	0	0

※利用者が施設を半日利用した場合に1人として計上しています。

提供体制、確保策の考え方

○今後も、地域の子育て拠点として親子が気軽に利用できる環境づくりを進めます。

名称	所在地	開館日時	対象者
ささやま子育てふれあいセンター	日置(B&G海洋センター体育館内)	月～金 9:15～16:15	就学前の乳幼児およびその保護者
たんなん子育てふれあいセンター	網掛(丹南商工会館1階)	月～土 9:15～16:15	就学前の乳幼児およびその保護者
にしき子育てふれあいセンター	宮田(西紀老人福祉センター1階)	火 9:45～12:00	就学前の乳幼児およびその保護者
こんだ子育てふれあいセンター	今田町今田新田(今田支所2階)	火 9:45～12:00	就学前の乳幼児およびその保護者
おとわの森子育てママフィールド	味間新	月～金 9:30～15:00	就学前の乳幼児およびその保護者
丹南児童館	中野	月～金 9:00～17:00	0～18歳までの子どもとその保護者 子育てに関わるすべての方

⑤一時預かり事業【保育教育課・子育て企画課】

事業の内容

幼稚園での預かり保育は、就労等の理由のほか、保護者の病気等により教育標準時間の前後において預かりが必要な場合に、幼稚園で在園児を預かる事業です。

幼稚園以外での一時預かり事業は、保育所等に入所していない子どもを対象に、保護者の短期的な就労や病気等で一時的・緊急的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、認定こども園などで預かる事業です。

量の見込み

■幼稚園での預かり保育

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	45,615	44,743	45,127	44,490	45,433
②確保の内容	45,615	44,743	45,127	44,490	45,433
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○就労する保護者の増加により、今後もニーズは高い状態で推移することが予測されます。既存の施設において、量の見込みに対する提供体制は確保できており、今後も安定的な供給に努めます。

■幼稚園以外での一時預かり

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	667	672	685	688	703
②確保の内容	667	672	685	688	703
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○私立認定こども園 1 園で実施していますが、令和 6 年度現在は休止中となっています。ファミリー・サポート・センターにおいても実施していますが、十分な確保とは言えず、今後もさらなるニーズが見込まれることから、さらに 1 か所程度の提供体制の確保に努めます。

⑥病児・病後児保育事業【子育て企画課】

事業の内容

生後6か月～小学校6年生までの子どもが病気または病気の回復期にあり、集団保育や家庭での保育が難しく、保護者も就労等で保育ができない場合に、保育士や看護師がいる専用施設で一時的に保育を行う事業です。

量の見込み

■病児・病後児保育事業

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	458	459	456	456	452
②確保の内容	458	459	456	456	452
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○令和6年度現在、1か所で開催しています。今後も一定数のニーズが見込まれることから今後も引き続き提供体制の確保に努めます。

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)【子育て企画課】

事業の内容

子育てを応援してほしい人(依頼会員)と子育ての応援をしたい人(協力会員)が会員登録し、地域のなかで支え合いながら子育てを行う事業です。

量の見込み

■ファミリー・サポート・センター事業

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	140	155	168	181	191
②確保の内容	140	155	168	181	191
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○丹波篠山市社会福祉協議会において実施しており、今後も一定の数のニーズが見込まれることから、特に協力会員の登録増に努めます。

⑧妊婦健康診査事業【健康課】

事業の内容

妊婦健康診査事業は、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう、医療機関で受ける妊婦健康診査(医学的検査を含む。)にかかる費用のうち一定の額を公費で負担する事業です。

量の見込み

■妊婦健康診査事業

丹波篠山市		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	実人数／年	334	327	321	316	309
	延回数／年	4,676	4,578	4,494	4,424	4,326
②確保の内容	実人数／年	334	327	321	316	309
	延回数／年	4,676	4,578	4,494	4,424	4,326
②－①		0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健診事業については、令和6年度現在、受診率はほぼ100%となっており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑨乳児家庭全戸訪問事業【健康課】

事業の内容

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要に応じ助言や適切なサービス提供につなげる事業です。

量の見込み

■乳児家庭全戸訪問事業

単位(実人／年)

丹波篠山市		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		200	196	192	189	185
②確保の内容		200	196	192	189	185
②－①		0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、令和6年度現在、訪問実施率は100%となっています。引き続き訪問事業の周知を行い、実施率100%をめざします。

⑩養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

該当事業として「養育支援訪問事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の5つの事業があります。

⑩-1 養育支援訪問事業【社会福祉課】

事業の内容

養育支援訪問事業は、助産師や保健師などの専門職により、妊娠期の相談、児童の成長に合わせた相談等支援を行います。

量の見込み

■養育支援訪問事業

単位(実人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	8	8	8
②確保の内容	9	9	8	8	8
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。

⑩-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【社会福祉課】

事業の内容

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

提供体制、確保策の考え方

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が取り組む各種事業を相互に関連させながら、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を推進します。

⑩-3 子育て世帯訪問支援事業【社会福祉課】

事業の内容

子育て世帯訪問支援事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

量の見込み

■子育て世帯訪問支援事業

単位(延人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○家事・育児支援の実施により、育児負担の軽減と養育環境の安定を図り、虐待を防止することを目的としています。事業を安定的に供給するため、委託により実施します。

⑩-4 児童育成支援拠点事業【社会福祉課】

事業の内容

児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

提供体制、確保策の考え方

本市においては、対応できる体制が整備されていないため、今後市民ニーズ等に応じて必要な場合、関係機関と連携して今後検討します。

⑩-5 親子関係形成支援事業【子育て企画課】

事業の内容

親子関係形成支援事業は、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

量の見込み

■親子関係形成支援事業

単位(実人/年)

丹波篠山市	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	82	84	87	89
②確保の内容	80	82	84	87	89
②-①	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○令和6年度現在は、生後2～5か月の赤ちゃんとそのお母さんを対象とした「親子の絆づくりプログラム」として実施しています。今後も引き続き提供体制の確保に努めます。

⑪利用者支援事業【子育て企画課・社会福祉課・健康課】

事業の内容

子どもやその保護者の身近な場所で、妊娠・出産・育児に役立つ情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター(※)型」、「妊婦等包括相談支援事業型」の4類型があります。

- 基本型： 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て支援に関する情報提供や助言等の支援を行うとともに、地域の子育て支援ネットワークづくりを行う
- 特定型： 保育サービスの利用に関する相談等に応じ、地域における保育所や各種保育サービスに関する情報提供や、利用に向けての支援を行う
- こども家庭センター型： 保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期(乳幼児期から18歳の成人に至るまで)の母子保健や育児に関する様々な相談に応じ、情報提供その他の援助を行う
- 妊婦等包括相談支援事業型： 妊婦等の心身の状況や置かれている環境を把握し、母子保健また子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う

※こども家庭センターは、兵庫県が設置する児童相談所と、県下市町で独自に設置する相談窓口の2種類があります。以後の表記について、県が設置するものは「児童相談所(こども家庭センター)」と表記します。

量の見込み

■利用者支援事業

単位(か所)

丹波篠山市		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
特定型	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型	①量の見込み(回)	600	588	576	567	555
	②確保の内容(回)	600	588	576	567	555

提供体制、確保策の考え方

- 令和7年度より、新たに「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業型」の事業に取り組みます。
- こども家庭センター型は、市こども家庭センターにおいて妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要な子どもや家庭に対して、18歳の成人に至るまで切れ目なく相談に応じます。
- 妊婦等包括相談支援事業型は、妊婦や配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境、その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

類型	名称
基本型	ささやま子育てふれあいセンター たんなん子育てふれあいセンター
こども家庭センター型	丹波篠山市こども家庭センター
妊婦等包括相談支援事業型	丹波篠山市こども家庭センター「ふたば」

⑫産後ケア事業【健康課】

事業の内容

産後ケア事業は、産後1年までの母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や相談その他の援助を行う事業です。

量の見込み

単位(延人/年)

丹波篠山市		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	宿泊型	52	52	52	52	52
	デイサービス型	373	373	378	383	388
	アウトリーチ型	10	10	10	10	10
② 確保の内容	宿泊型	52	52	52	52	52
	デイサービス型	373	373	378	383	388
	アウトリーチ型	10	10	10	10	10
②-①		0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

- 産婦が心身のケア及び育児のサポートを受けながら、安心して子育てできる体制を確保します。

⑬乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【子育て企画課・保育教育課】

事業の内容

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

量の見込み

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 単位(実人/日)

丹波篠山市		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	① 量の見込み	-	4	4	4	4
	② 確保の内容	-	3	3	4	4
	②-①	-	△1	△1	0	0
1歳	① 量の見込み	-	5	5	5	4
	② 確保の内容	-	2	2	5	4
	②-①	-	△3	△3	0	0
2歳	① 量の見込み	-	4	4	3	3
	② 確保の内容	-	2	2	3	3
	②-①	-	△2	△2	0	0

※この事業は、令和8年度から全国の自治体で実施される新規事業です。

※令和8年度、令和9年度については、事業実施にあたり、経過措置期間であり、量の見込みに対して十分な確保ができませんが、令和10年度以降については十分な確保に努めます。

提供体制、確保策の考え方

- 保育需要等を見定め、園の受け入れ体制等を考慮し、園との協議を行いながら取り組みます。
- 令和8、9年度については経過措置期間として1人あたり月3時間の利用可能枠を想定しています。
また、令和10年度以降については1人あたり月10時間の利用可能枠とする計画です。
- 事業開始後に事業活用状況を見定め、量の見込みと確保方策を見直します。

2 子どもの健やかな成長を支えます

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ふた葉プロジェクトを進めるとともに、妊婦健診や乳幼児健診等、各種母子保健事業や小児医療体制の充実を図ります。また、発達に関して配慮や支援が必要な子どもへのきめ細かな支援体制づくりを進めます。

(1) 妊娠・出産における安心・安全の確保と支援

健やかな妊娠生活を送り、安心して出産を迎えられるよう、妊娠期の過ごし方や子育ての知識など、妊娠・出産・子育てに関する相談や指導、役立つ情報の提供を行うとともに、出産後の子育てに向けて親子の仲間づくりにつなげるための交流機会を提供します。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
1	パパママ教室	<p>妊娠期の正しい知識の啓発や仲間づくりの場を提供し、健やかな妊娠・出産を迎えるための支援を行うとともに、妊娠期からの子育て支援を行います。</p> <p>実績値(令和6年度見込)</p> <p>●開催数:12回</p> <p>(今後の展開方向)</p> <p>妊娠期からの仲間づくりや相談の重要性について周知するとともに、先輩パパママとの交流機会等、実施内容の充実を図ります。</p> <p>目標値(令和11年度)</p> <p>●開催数:12回</p>	継続	健康課
2	こども家庭センターにおける支援	<p>令和7年度にこども家庭センターを設置し、母子保健・児童福祉機能の連携・協働を深め、一体的な組織として虐待予防的対応から、子育てに困難を抱える家庭等に対して、切れ目なく支援します。</p> <p>(今後の展開方向)</p> <p>従来の「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」が一体的な組織として、子育て家庭に対する支援を実施するとともに、「要保護児童対策地域協議会や教育・保育機関、児童相談所等の関係機関との連携を強化することで、切れ目なく、取りこぼしのない支援の推進を図ります。</p>	新規	健康課 社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
3	産後ママのサポート事業(産後ケア事業)	退院後から生後1年までの母子に対して、病院等において助産師から心身のケアや授乳や育児相談を受け産後も安心して子育てが出来る環境整備を行います。 宿泊型ケア、日帰り型ケア 訪問型ケア (今後の展開方向) 医療機関や助産師が産後の母親の体のケアや授乳相談・育児相談を行い、母親自身が心身ともに元気で健やかな育児ができるよう支援します。また、母親が利用したい時にできるだけスムーズに利用できるように、環境整備に努めます。	充実	健康課
4	お産応援119	妊婦が安心、安全に出産を迎えるため、事前登録を行い、出産の兆しまたは異常等により自力での受診が困難な場合、また緊急に搬送する必要がある場合等に救急車を利用して、妊婦を分娩医療機関まで搬送します。 (今後の展開方向) 妊婦に登録制度を広く周知することで不安を軽減し、緊急時には安心して救急車を要請することができます。また、事前登録により消防署が妊婦の情報を把握しておくことで、いざという時に迅速な対応を行います。 目標値(令和11年度) 妊婦事前登録率100%	継続	健康課
5	適切な妊婦健診受診の勧奨	健やかな妊娠期を過ごすため妊婦健診の必要性についての啓発を図るとともに、早期の健康管理の推進に向けて、妊娠判定に要する初回産科受診費用の助成を行います。また妊婦健診にかかる経済的負担等に対し引き続き支援を行います。	継続	健康課
6	My助産師による産前産後ケア	妊娠や出産の悩みや不安に寄り添いながら、健やかな出産・育児につながるようMy助産師による産前産後ケアを実施します。妊娠中3回、産後1回のケアを行い、担当助産師が保健師や栄養士などとも協力しながら、支援を行います。	継続	健康課
7	母子健康手帳の交付・情報提供	妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付します。同時に妊娠・出産及び育児に関する情報提供を行うとともに、喫煙や飲酒の害等について啓発を進めます。また、妊婦アンケートを実施し、ハイリスク妊婦の早期把握に努めます。	継続	健康課
8	妊産婦訪問指導	医療機関をはじめ関係機関との連携によりハイリスク妊婦の把握を行い、支援が必要な妊婦に対して適切な支援を提供します。	継続	健康課
9	産婦健康診査費助成事業	産後2週間と産後1か月の産婦を対象に産婦健康診査に係る費用を助成し、経済的支援を図ります。また、産婦の精神状態の把握を行い、育児不安の軽減や産後うつ等の予防に努めます。	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
10	妊娠に関する人権擁護の推進	若い世代の健康管理能力を高めるとともに望まない妊娠を防ぐため、学校における性教育や人権教育を推進するとともに、夫婦間の問題についても人権相談・DV相談等を通じた相談支援に取り組みます。	継続	健康課 学校教育課 人権推進課

(2)子どもの成長と発達への支援

幼児期の子どもの健やかな育ちを支えるため、保護者や保育所・幼稚園・こども園及び学校が連携し、ふた葉プロジェクトを推進します。

子どもの健やかな成長と保護者の育児不安に対する支援として、子どもの発育・発達や健康状態を定期的に確認し、疾病の予防や早期発見・早期対応を図ります。

あわせて、子どもの健康や子育てに関する様々な情報提供の充実を図るとともに、それぞれの親子の状況に応じた育児相談や適切な発達支援などに努めます。そして、各種事業を通じて親子同士の交流や仲間づくりを促進します。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
11	ふた葉プロジェクトの推進	子どもたちが健やかに育つとともに、保護者が喜びや楽しさを感じながら子育てできるよう、保護者や保育所・幼稚園・認定こども園及び学校が連携しながら、幼児期における「眠育」「食育」「あそび」を総合的に推進します。 また、自然体験を重視するとともに、丹波篠山に根差した木育を推進します。 (今後の展開方向) ふた葉プロジェクトのコンセプトブックを活用し、趣旨や目的、取り組みに関する周知を推進するとともに、引き続き、研修会等を通じて幼児期における「眠育」「食育」「あそび」や、四季に応じた自然体験の重要性の啓発を推進します。	継続	子育て企画課
12	こんにちは赤ちゃん訪問事業	子育て家庭の孤立を防ぎ、虐待予防と子育て支援の充実を図るため、4か月までの赤ちゃんのいる全家庭を対象に家庭訪問を行い身体計測・育児相談・情報提供等を行います。 実績値(令和6年度見込) ●訪問実施率:98% (今後の展開方向) 様々な機会に事業の周知・啓発を図り、実施率100%をめざします。 ※18頁に「量の見込みと確保策」を別途記載しています。 目標値(令和11年度) ●訪問実施率:100%	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
13	親子遊び教室	<p>発達面において支援が必要と思われる子どもとその保護者を対象に、親子での遊び・活動を通じて子どもの健やかな発達を促すとともに、集団生活へのスムーズな移行を支援します。</p> <p>実績値(令和6年度見込)</p> <p>●開催回数:30回</p> <p>(今後の展開方向)</p> <p>保護者同士の仲間づくり、子育て不安の解消、子どもの発達に合わせた関わり方を学ぶ保護者学習会を開催し、親育ちを支援します。</p>	継続	健康課
14	就学前発達障害児等早期支援事業	<p>乳幼児期から就学に向けて、発達に応じて適切な支援を受けられることができるよう、市内すべての4歳児と保護者、支援者に対して4歳児質問票を実施し、保護者に対して臨床心理士等による個別相談を行います。</p> <p>実績値(令和6年度見込)</p> <p>●質問票実施率:98%</p> <p>(今後の展開方向)</p> <p>関係機関と連携を図りながら保護者の認識に応じた支援を進めるとともに、専門職の確保に努めます。</p> <p>目標値(令和11年度)</p> <p>●質問票実施率:100%</p>	継続	健康課
15	生きる力を育む学校教育の充実	<p>「第3期丹波篠山きらめき教育プラン(丹波篠山市教育振興基本計画)」に基づき、児童生徒の確かな学力を育みます。また、誰もが安全・安心に過ごすことができ、行きたいと思える「魅力ある学校づくり」を推進します。</p> <p>実績値(令和6年度見込)</p> <p>●各種研修会の開催10回</p> <p>(今後の展開方向)</p> <p>今後も学校・家庭・地域と連携し、社会的に自立し生きる力を育むため、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成します。主体的・対話的で深い学びに向けた教育課程の創造をめざします。</p> <p>目標値(令和11年度)</p> <p>●各種研修会の実施10回</p>	継続	学校教育課
16	新生児聴覚検査費補助事業	<p>すべての新生児が聴覚検査を受けることができる機会を確保し、聴覚障害の早期発見と適切な支援につなげ子どもの健やかな成長、発達を支援します。</p>	継続	健康課
17	1か月健診助成事業	<p>生後1か月児に対する健康診査(1か月健診)に費用助成を行うことで、妊娠期から出産後までの切れ目のない支援の充実と経済的負担の軽減を図ります。</p>	新規	健康課
18	乳幼児健康診査(4か月児)	<p>3～4か月児を対象に、身体計測、発達チェック、小児科医による診察、栄養相談、育児相談を実施します。</p>	継続	健康課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
19	乳幼児健康診査 (1歳7か月児・3歳児)	1歳7か月児、3歳6か月児を対象に、身体計測、内科・歯科診察、ブラッシング指導、栄養相談、育児相談を実施します。また、3歳児健診時には、対象児に視聴覚検査を実施します。保育園等と連携しながら未受診者の把握を図ります。	継続	健康課
20	乳児健康相談	生後9～10か月児とその保護者を対象に、身体計測、栄養相談、育児相談、歯科相談を実施します。	継続	健康課
21	2歳児歯科健診	2歳6か月児を対象に、身体計測、歯科診察、ブラッシング指導、フッ化物塗布、栄養相談、育児相談を実施します。健診時間、内容を含めて見直しを行い、事業の充実を図ります。保育園等と連携しながら未受診者の把握を図ります。	継続	健康課
22	子育て相談日	乳幼児の保護者に対して、発育・発達・栄養や食事、子育てに関する相談を行います。	継続	健康課
23	すこやか相談 発達相談	健診・園の巡回相談においてその後のフォローが必要な場合や、発達の遅れなどに不安がある場合に医師・心理士による個別相談を行うとともに、関係機関と連携して適切な支援を図ります。	継続	健康課
24	すくすく相談	乳幼児健診等で継続的な身体観察が必要な場合に、医師による診察・相談や理学療法士による運動発達指導を行います。	継続	健康課
25	子育てなんでも相談プラザ	就学前の子どもの保護者を対象として、丹波篠山市児童発達支援センターの専門職員(言語聴覚士・作業療法士・発達支援保育士)が相談に応じます。	継続	子育て企画課
26	家庭児童相談室	子どもや子育てに関する様々な相談に応じます。多様化・複雑化した相談内容に対応できるよう、相談員の資質向上や必要に応じて専門機関等との連携を図ります。	継続	社会福祉課
27	思春期保健相談	不登校・いじめ・自傷行為等、思春期の多岐にわたる相談を受け付ける「思春期保健相談」を実施し、本人または家族からの相談に応じます。	継続	社会福祉課
28	未熟児養育事業	出生体重が2,000グラム以下の乳児や、医療を必要とする乳児で、医師が指定養育医療機関における入院養育が必要と認めたものに対して養育医療の給付を行います。	継続	健康課
29	情報提供の推進	初めての子育てにも安心して励むことができるよう、本市の子育て支援や、相談窓口、医療機関の情報、各種助成制度等に関する情報をまとめた「子育てガイドブック」を作成し、妊産婦や保護者に配布を行います。そのほか、子育てに関するイベントやお出かけ情報等について、子育て世代に身近なSNS等を活用し、情報提供を推進します。	充実	子育て企画課
30	どんぐりの里山プロジェクトの推進(こども樹木博士)	親子で森に入り、色々な木の種類を講師の森林インストラクターからわかりやすく学習した後、どんぐり拾いを行い、最後に活動の振り返りを行うことで、木や山を大切にする心や、親子の絆を育みます。	継続	森づくり課
31	地域の里山再発見事業	森林や里山とふれあう機会が少なくなった地域住民や子どもたちに、あらためて、森や里山とふれあうきっかけとなる体験活動、木工クラフト体験などを通じて、親子の絆や木を大切にする心を育みます。	継続	森づくり課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
32	ふるさとの森づくり連携ネットワーク会議（木育・担い手育成部会）	本市では、ふるさとの森づくり構想に基づき、みんなが森と多様な関わりを持ち、木を使うことで、森林資源を循環させ、健康な森林とともに暮らす未来をめざしています。ネットワーク会議との連携のもと、木育の魅力等について情報発信を行い、木育の普及を図ります。	継続	森づくり課
33	新生児誕生祝品「丹波篠山森からのおくりもの」	次世代を担う子どもの誕生を祝福するとともに、乳幼児から木のおもちゃにふれることで、豊かな感性と自然への愛着を育むことを目的として、丹波篠山市産材を使用した「木のおもちゃ(積み木)」を贈呈します。	継続	子育て企画課

(3)障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもやその家族が安心して生活できるよう、子ども一人ひとりの発達の状況等に応じた子育て相談や教育に関する支援を推進するとともに、障害児福祉サービスの提供や各種手当の支給により、生活基盤の安定化を図ります。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
34	療育体制の充実	<p>発達障害等で配慮や支援が必要な子どもに対し、早期から関係機関相互で情報交換・連絡・協議を行い、対象児の適切な就学移行や社会生活に向けた支援体制の充実を図ります。</p> <p>実績値(令和6年度見込)</p> <p>●支援会議:年6回</p> <p>(今後の展開方向)</p> <p>発達障害児等支援連絡会を定期的に開催し、支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、親子が安心して就園・就学を迎えられるよう、保護者や関係機関と情報共有しながらサポートファイルを作成し、一人ひとりにあった支援の推進を図ります。</p> <p>目標値(令和11年度)</p> <p>●支援会議:年6回</p>	継続	健康課 社会福祉課 学校教育課 子育て企画課 保育教育課
35	障害児教育(特別支援教育)の充実	<p>特別な支援を必要とする子どもたちの成長・発達を支えるため、一人ひとりに応じた指導・支援や、訪問体制・相談体制の強化等、特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>実績値(令和6年度見込)</p> <p>●学校訪問調査実施回数:35回</p> <p>(今後の展開方向)</p> <p>教職員を対象とした研修会を実施し、教職員の特別支援教育に対する専門性の向上を図ります。また、各関係機関と連携した体制整備の充実を図ります。</p> <p>発達障害及び知的障害のある幼児に対し、適切な早期支援を行える体制整備の充実を進めていきます。</p> <p>目標値(令和11年度)</p> <p>●学校訪問調査の実施回数:35回</p>	充実	学校教育課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
26	家庭児童相談室	<再掲>(29頁参照)	継続	社会福祉課
36	放課後児童クラブでの障がいのある子ども受け入れ	集団生活を通して、障がい等のある子どもの健全な発達を促進するため、希望がある場合に放課後児童クラブでの受け入れを行うとともに、支援員の研修等による指導力の向上を図ります。	継続	子育て企画課
37	児童居宅介護等事業	障がい等により日常生活に支援を必要とする子どもに対して、入浴、排泄、食事などの支援をするサービスを提供します。	継続	社会福祉課
38	児童短期入所事業	保護者の疾病などの事由によって、障がい等のある子どもの一時的な保護または支援を必要とする場合に、福祉型障害児入所施設、医療型障害児施設などに保護し、福祉の向上を図ります。	継続	社会福祉課
39	児童発達支援事業	障がい等のある子どもについて、児童発達支援事業所等において、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等のサービスを提供します。また、言葉の発達に課題がある就学前児童に対し、言語訓練等を実施します。	継続	社会福祉課
40	放課後等デイサービス	障がい等のある就学後の児童について、授業の終了後または学校の休業日に、児童発達支援事業所等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	継続	社会福祉課
41	保育所等訪問支援	児童発達支援事業所等のスタッフが保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援や工夫について情報提供を行い、支援の必要な子どもの集団生活適応の向上を図ります。	継続	社会福祉課
42	重度心身障害児扶養手当	20歳未満の重度心身障害児(身体障害者手帳1～3級・または療育手帳A・B1判定の者)を養育している保護者(市内1年以上在住)に手当を支給します。	継続	社会福祉課
43	障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障がいをもつために、日常生活において常時介護を必要とする人に手当を支給します。	継続	社会福祉課
44	重度心身障害者(児)介護手当	身体障害者(児)1・2級または知的障害者(児)A判定で常時寝たきりの人を在宅で介護されている人に支給します。(所得制限有り)	継続	社会福祉課
45	重度心身障害者(児)医療費の助成	障がいの程度が重度の身体障害者(1・2級)、知的障害者(A判定)及び精神障害者(1級)を対象に医療保険の自己負担額を助成します。(所得制限有り) 他の公費負担医療との差額を助成します。	継続	医療保険課
46	特別児童扶養手当	身体または精神に障がいのある児童を監護する父もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している人に支給します。	継続	社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
47	障害児補装具 給付事業及び 日常生活用具 給付事業	障がいのある子どもの日常生活や社会生活の支援を図るため、補装具の給付または修理、日常生活用具給付を行います。	継続	社会福祉課
48	居宅生活支援 事業	障がい等のある子どもの外出、社会参加のための移動の支援や、日中活動の場の確保、家族の一時的な休息のための支援を行います。	継続	社会福祉課
49	障害児保育事 業	障がい等のある子どもの地域生活を支援するため、集団保育を通じて発達の促進を行います。	継続	保育教育課

(4)小児医療体制の充実

子どもの事故や病気等に迅速かつ適切な対応が図れるよう、健康や医療等に関する情報提供やかかりつけ医を推進するための啓発を行います。また、丹波篠山市医師会や近隣市町との連携を図り、夜間・休日の小児救急医療体制の充実を図ります。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
50	乳幼児医療費の助成	【外来・入院】 0歳児から小学3年生までを対象に、一部負担金の全額負担をします。(所得制限なし)他の公費負担医療との差額を助成します。 (今後の展開方向) 医療費の無料化を行うことで安心して医療が受診できるとともに、子育て家庭への経済的負担の軽減となるよう、継続的な実施に努めます。	継続	医療保険課
51	こども医療費の助成	【外来】 小学4年生から中学3年生までを対象に、一部負担金の全額負担をします。(所得制限あり)他の公費負担医療との差額を助成します。 【入院】 小学4年生から中学3年生までを対象に、一部負担金の全額負担をします。(所得制限なし)他の公費負担医療との差額を助成します。 (今後の展開方向) 【外来】 令和7年7月より所得制限を撤廃し、小学4年生から中学3年生のすべての子どもの医療費助成を拡充します。	充実	医療保険課
52	高校生等医療費の助成	【入院】 市内在住の高校生等(18歳到達後最初の3月31日までの方で、婚姻している方(事実婚を含む)、就職により保護者の扶養から外れている方を除く。就学の有無は問わない。)を対象に、保険診療に係る一部負担金の全額負担をします。(所得制限なし)他の公費負担医療との差額を助成します。 (今後の展開方向) 【外来】 令和7年10月より市内在住の高校生等(18歳到達後最初の3月31日までの方で、婚姻している方(事実婚を含む)、就職により保護者の扶養から外れている方を除く。就学の有無は問わない)を対象に医療保険の自己負担額の助成を拡充します。	充実	医療保険課
53	健康や医療等に関する指導・情報提供	緊急時や普段からの医療機関へのかかり方について健診等事業を通じて啓発します。健康カレンダーや広報・保健福祉部ホームページにより医療機関や休日診療の情報提供を行います。	継続	健康課
54	かかりつけ医の推進	健診や訪問、個別相談を通じてかかりつけ医を持つことを推進します。	継続	健康課
55	医療に関する情報提供	24時間体制にて初期医療救急機関の紹介等、医療情報の収集と提供を行います。	継続	消防本部

3 若い世代のライフプランの実現を後押しします

一人ひとり、思い描くライフプランやキャリアプランは様々です。地域全体で若い世代のプランの実現を後押しするために、事業者と連携した若い世代のワーク・ライフ・バランスの確保を推進します。また、若い世代の結婚・妊娠・出産に係る希望の実現に向けた経済的支援等に取り組みます。

(1) 妊娠・出産等のライフプラン実現に向けた経済的支援の推進

若い世代の妊娠・出産等のライフプランの実現を後押しし、持続可能かつ活力のあるまちづくりを図るため、出産時の祝い金の支給をはじめとした経済的支援を推進するとともに、若い世代の定住・移住促進に係る施策を推進します。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
56	妊婦のための支援給付金	安心して出産・子育てができるよう、妊娠届や出生届の提出時に面談を行い、必要に応じて子育て支援サービスの紹介等を行うとともに、子育てに係る経済的負担の軽減を図ることを目的に、面談を受けた方に対して出産・子育て応援給付金を支給します。(金額:妊娠届を提出した妊婦一人につき10万円、出生届が出された子ども一人につき10万円)	継続	健康課
57	出産祝金の支給	第3子以降の子どもの誕生を祝福するとともに、次代を担う子どもの健やかな成長を願い、出産祝金を支給します。	継続	社会福祉課
58	一般不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業	不妊症や不育症に関する理解促進に向けた情報提供や、相談支援を行います。また、一般不妊治療や不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療費用の一部を助成します。	継続	健康課
59	三世代同居を開始する若者・子育て世帯への助成	市内で三世代同居(親、子及び孫の全員またはその一部の者が住民票を異動して市内に転入または転居し、親、子及び孫が同居または近居(同一自治会内で居住)する)を目的に住宅の新築・改修または購入をする若者・子育て世帯に対し、住宅の改修や購入に係る費用の助成を行います。	継続	創造都市課
60	子育て世帯定住支援補助金の支給	市内で特に人口が減少し、少子高齢化が進む利便性の低い地区(定住促進重点地区:畑、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋、西紀北地区)に定住し子育てしようとする世帯に対し、子育て応援補助金を支給します。 【①子育て世帯定住支援補助金】定住促進重点地区に居住し、当該年度の4/1時点で0～17歳(高校生まで)の子ども一人につき、3万円を補助。ただし、保育園・認定こども園・幼稚園に在園する子どもを除く。 【②保育料補助金】定住促進重点地区に居住し、当該年度の4/1時点で0～2歳の保育園・認定こども園を利用している子どもを対象に、支払った保育料相当額(1.75万円/月を上限)を補助	継続	創造都市課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
61	結婚相談室「輪～りんぐ～」	結婚を希望する男女に対して、相談に応じ、相手の紹介や交流会等を通じて一組でも多くの男女が両園に恵まれるよう結婚相談室を開設し、相談員を配置することで支援または積極的なサポートをします。	継続	創造都市課
62	結婚お祝い新生活支援事業	過疎地域・定住促進重点地区に指定されている旧篠山町・西紀北地区で新生活をスタートされる新婚世帯の方に、住宅の取得や引っ越しにかかる費用等、新婚生活の初期費用を補助します。(30万円)	継続	創造都市課

(2)男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進

子育て世代の女性の就業率が上昇するなか、令和5年12月に厚労省より公表された「こども未来戦略」では、主要施策の一つとして「共働き・共育て支援」が示されています。

国が推奨する「共働き・共育て」の推進に向けて、固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発や、就労にブランクのある女性の再就職への支援、男性の家事、育児参画の促進や、ワーク・ライフ・バランスの確保に向けた取り組み等を推進します。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
1	パパママ教室	<再掲>(25頁参照)	継続	健康課
63	子育てふれあいセンター事業	子育てふれあいセンターでは、子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行います。 (今後の展開方向) 地域の子育て家庭が利用しやすい体制づくりに努めるとともに、保護者の課題やニーズに応じた講座内容の充実を図ります。	継続	子育て企画課
64	男女共同参画意識の啓発	「第3次丹波篠山市男女共同参画プラン」に基づき、男女がともに家事や育児等の家庭責任を担うことの重要性を浸透・定着させるために、積極的な情報提供、啓発を進めます。	継続	人権推進課
65	男女共同参画推進員の設置	男女共同参画意識の推進を図るため、自治会に男女共同参画推進員を設置します。	継続	人権推進課
66	再就職等への支援	出産や子育てによって一時的に仕事を中断し、就労を希望している人の再就職支援について、丹波地域雇用対策行政連絡会議、丹波雇用開発協会等との連携のもと、講座の開催や相談、情報提供等を実施します。	継続	商工観光課
67	男性の育児参加の促進	国において、「産後パパ育休(出生時育児休業)」の創設や、男性の「育児休業等の取得率」または「育児休業等及び育児目的休暇の取得率」の公表の義務づけなど、各種法整備が進められています。本市においても、市内企業と連携し、男性の育児休業制度の整備や育児休業の取得を後押しし、男性が育児に参加しやすい環境の整備を推進します。	充実	商工観光課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
68	ワーク・ライフ・バランスの推進	「こども未来戦略」において示された、2歳以下の子どもの保護者の出社・退社時刻の調整やテレワーク等の措置、時短勤務の利活用といった、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する取り組みについて、保護者が積極的に活用できるよう、商工会とも連携し、企業に対する周知・啓発を推進します。	充実	商工観光課
69	職場環境改善啓発	商工会ほか関係機関とも連携し、市内の事業主に対し再雇用制度の導入促進、事業所内保育施設の設置促進など、仕事と子育てが両立できる条件・環境整備についての広報、啓発を行います。	継続	商工観光課

(3)親の子育て力の向上

親の子育て力を高めるために、保育所・幼稚園等・認定こども園及び学校、子育てふれあいセンター、公民館において必要に応じて子育てや家庭内教育に関する啓発・指導を行うとともに、保護者の集まる機会を利用して子どもの発達段階に応じた家庭内教育に関する学習機会の充実を図ります。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
11	ふた葉プロジェクトの推進	<再掲>(27頁参照)	継続	子育て企画課
63	子育てふれあいセンター事業	<再掲>(35頁参照)	継続	子育て企画課
70	PTA活動支援事業	保護者の子育て力と子どもの健全育成を図るため、丹波篠山市PTA協議会主催のリーダー研修会等の活動を通して保護者間の情報共有と連携を深めます。 実績値(令和6年度見込) ●リーダー研修会開催回数:1回 (今後の展開方向) PTAと連携し、活動に関する研修会を実施します。多忙な子育て世帯に配慮しながら、市PTA協議会の円滑な運営に向けて、保護者間の意見交換、連絡調整を推進します。 目標値(令和11年度) ●研修会開催回数:1回	継続	社会教育・文化財課
71	親子の絆づくりプログラム	子育ての知識を学ぶとともに、子育て仲間の輪を広げ、親子が心身ともに健やかに子育てできるよう支援します。 (今後の展開方向) 安心できる子育て環境づくりに向けて継続して実施します。	継続	子育て企画課
72	子育て支援アドバイザー	子育て支援施策への助言や子育て支援団体などへの相談を行うほか、子育て世代への機運を高めるため子育て講演会等実施します。	継続	子育て企画課

4 みんなで協力して子どもを育てられるようにします

子どもの育ちを地域全体で支援する「こどもまんなか」のまちづくりに向けて、子どもや子育て家庭を見守り支える子育て支援ネットワークづくりを進めます。また、子育て家庭の孤独・孤立防止に向けて、子育て中の親子が気軽に集い交流できる機会の充実や、子育てふれあいセンター等の利活用の促進を図ります。

(1) 子育てへの関心の喚起と理解の促進

市民全体で子育てを見守り支えていけるよう、子どもの大切さや子育ての重要性についての理解を深めるための啓発を進めます。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
73	学校・家庭・地域における子育て意識の醸成	<p>通学合宿やトライしようDAYなどの活動支援を通して地域で子どもを育む気運を高めるとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもを育む姿を紹介し、子育て意識の啓発に努めます。</p> <p>実績値(令和6年度見込) ●通学合宿実施団体数:4団体</p> <p>(今後の展開方向) 通学合宿・トライしようDAYの活用を推進し、子どもの居場所をつくることを通して、学校・家庭・地域における子育て意識の醸成を図ります。</p> <p>目標値(令和11年度) ●通学合宿実施団体数:5団体</p>	継続	社会教育・文化財課
74	児童福祉週間等のイベントの推進	児童福祉週間など子どもに関わる日に合わせて、市民と子どもが親しむ行事の開催や子育てに関する広報活動を実施します。	継続	子育て企画課
63	子育てふれあいセンター事業	<再掲>(35頁参照)	継続	子育て企画課
75	おとわの森子育てママフィールドの開所	おとわの森子育てママフィールドでは、子育て家庭の交流の場の提供、育児不安等についての相談、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	継続	子育て企画課

(2)地域と協働した子育て支援の取り組み

子どもや子育て家庭を見守り支え合う地域社会づくりに向けて、子育て支援の担い手の養成や子育てボランティア等の自主的な活動への支援を行い、地域と協働による子育て支援の取り組みを推進し、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
76	身近な遊び場等の充実	子どもが安全に遊べるよう、市内にある児童公園等の維持管理を行います。また、子育て世帯が気軽に出かけ、子どもをのびのびと遊ばせる環境づくりとして「おいでよささっ子遊具設置事業」で概ね旧小学校区ごとに屋外遊具を設置する取組を進め、それらの遊び場を親子・親同士・地域の方の交流の場として多くの方が集える場として広く周知します。	継続	人権推進課 地域整備課 子育て企画課
77	主任児童委員及び民生委員・児童委員活動	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん)の訪問時に事前案内を行い容認を受けた家庭に対し、後日、民生委員児童委員から、地域で生まれた赤ちゃんと保護者に祝福の言葉と記念品をプレゼントする、本市独自の「はじめましてニコニコ訪問」を実施します。事業を通じて地域の民生委員児童委員との連携を深め、協働による子育て支援を推進します。	継続	長寿福祉課
78	母親クラブ活動	子どもたちの健全育成を図るため、親子や世代間交流、児童健全育成に関わる諸活動など、地域ぐるみでボランティア活動を実施します。活動内容の充実を図ります。	継続	人権推進課
79	まちの子育てひろば事業	地域のボランティアの協力とともに、児童館、子育てふれあいセンター、社会福祉協議会等が連携を図り、子育て中の親が気軽に集まり、仲間づくりや情報交換、悩みの相談等が気軽にできるひろばを提供します。	継続	人権推進課 社会福祉課
80	保育所等における園庭開放	市内の保育所等と連携して園庭開放を実施することで、子育て家庭の交流機会の充実を図ります。	継続	保育教育課
81	ファミリー・サポート・センター	地域全体で子育て家庭を支え、安心して子育てできる環境づくりに向けて、「ファミリー・サポート・センター」を核とした住民同士の互助活動を推進します。また、子どもの一時預かりや教育・保育施設への送迎など、多様なニーズに対応できるよう、引き続き協力会員の確保に努めます。	継続	子育て企画課
82	赤ちゃんの駅設置事業	授乳またはおむつ替えを気軽に行える市内の施設、店舗等を「赤ちゃんの駅」として登録し、その所在を周知します。	継続	子育て企画課
83	親子でワクワクフェスティバル	親子の絆を「あそび」を通じて深めるとともに、子育て支援団体と子育て家庭との「つながり」を提供する場として開催します。	継続	子育て企画課
84	市民組織等との連携の推進	民生委員児童委員また地域で活動する民間団体、社会福祉協議会等との連携のもと、子育て支援やこども食堂の運営等支援に取り組みます。	継続	社会福祉課

(3)保護者と子どもの居場所づくりの推進

地域の身近な保育所・幼稚園等をはじめ、児童館、図書館、公民館などの施設や豊かな自然を積極的に活用し、身近な地域で安心して遊び、過ごせる場を提供するとともに、子どもや親子が交流・体験できる多様な活動機会の充実を図ります。また、地域、学校と連携を図り、子どもが主体的に活動できる地域活動を推進します。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
85	放課後の子どもの居場所づくりの充実	放課後児童クラブや放課後子ども教室等、放課後の子どもの居場所づくりを推進します。 (今後の展開方向) 放課後児童クラブについて、利用ニーズに応じた施設の確保と保育の質の向上を図ります。	継続	社会教育・文化財課 子育て企画課
86	保護者と子どもの居場所についての情報提供の充実	子どもや親子が、様々な交流拠点や行事など、子育てに関する豊かな資源を活用できるよう、子育て家庭のニーズに応じた情報提供を充実します。 (今後の展開方向) 市や関係団体が実施する子育てに関する行事やイベント等について、情報を一元化して発信するしくみについて検討し、推進していきます。	継続	子育て企画課
87	図書館事業	子どもが読書に親しみ、読書を習慣として身につける環境を整えるとともに、本との出会いや本を楽しむ場を提供します。また、学校園との連携により、子どもの主体的な読書活動を支援します。 実績値(令和6年度見込) ●おはなし会開催回数:136回 (今後の展開方向) 読み聞かせボランティア団体との協働により、おはなし会を定期的で開催します。またブックスタートなど年齢に応じた事業を実施するとともに、親子で楽しめるおりがみワークショップ等のイベントを開催します。 目標値(令和11年度) ●おはなし会開催回数:144回	継続	中央図書館
88	かぞくdeおいしなぼクッキング	学校給食センター等と連携し、食を通して家族のふれあいの場を提供します。また、地元食材を使った料理のおいしさやみんなで食べる楽しさを実感することで、食育に興味・関心を持つ心を育成します。	継続	中央公民館
89	自然や文化財など、地域の豊かな資源の活用促進	地域の歴史文化を活用したイベントやプログラムを実施します。脊椎動物の化石保護に関して、化石発掘体験イベントや校外学習プログラムの実施等、地域資源の活用促進を進めます。	継続	社会教育・文化財課
90	世代間交流の促進	各種団体と連携し、地域単位で幅広い年齢層がともに集える交流事業を促進します。また、事業運営にあたっての指導等の支援を行います。	継続	社会教育・文化財課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
91	児童館事業	乳幼児の親子等の居場所づくり、小学生の交流体験活動など、家庭教育の支援や子どもたちの健全育成を行う事業を実施します。兵庫県立こどもの館(県内大型児童館)からの情報や市内関係機関との連携のもと、事業の推進を図ります。	継続	人権推進課
92	チルドレンズミュージアム事業	大人には懐かしく子どもには新鮮さを感じられるワークショップやイベントを実施するなど、民間事業者との協働により、子どもや親子が安心して遊べる環境づくりに努めます。	継続	子育て企画課
93	ちびっこ伝統産業体験交流事業	今田小学校にある「あけぼの窯」を利用して、地域の伝統・文化である「丹波焼」にふれる機会を提供します。	継続	中央公民館
94	スポーツ施設の充実	丹波篠山総合スポーツセンター及び西紀運動公園等の各スポーツ施設の長寿命化を図り、指定管理施設については、指定管理者と連携した市民サービスの提供を実施します。	継続	社会教育・文化財課
95	空き店舗や空き家等の活用	地域の事業者や住民と協力し、商業施設や空き家、空き地などのスペースを活用した子育て支援サービスの展開や子どもの遊び場の確保を図ります。	継続	商工観光課
96	子ども会活動の促進	市内の子どもたちの交流の場づくりや、健全育成、世代間交流などを目的とした活動の推進を図ります。	継続	社会教育・文化財課
97	丹波篠山市スポーツ協会の充実	丹波篠山市スポーツ協会に加盟する団体の活動を支援し、子どもたちへスポーツの楽しさを伝える取り組みを推進します。	継続	社会教育・文化財課
98	スポーツクラブ21事業	身近な健康づくりの場として、スポーツクラブ21の活動を支援し、クラブ間交流及び指導者育成等の支援し、事業の推進を図ります。	継続	社会教育・文化財課
99	指導者の養成、確保	各種スポーツ活動の推進に向け、指導者の養成の講習・研修会の開催し、事業の推進を図ります。より良い生涯学習の場づくりができるよう、指導者発掘や養成を図ります。	継続	社会教育・文化財課
100	丹波篠山市教育支援センター「ゆめハウス」	様々な理由で学校に行くことや教室に入ることが難しい子どもたちのために、市役所西紀支所に教育支援センター「ゆめハウス」を設置し、安心して過ごせる場と学びの場の提供を図ります。	継続	学校教育課

5 子育て家庭が安心して暮らせるまちにします

ひとり親家庭や外国人家庭等、特に支援が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。また、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーのまちづくりを進めます。

(1)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の抱える様々な悩みや不安の解消と自立の支援に向けて、子育て、就労など生活全般にわたる相談や支援を行います。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
101	母子(父子)家庭等医療費助成制度	20歳未満の児童を監護する母子家庭等の母、父、児童及び遺児を対象に医療保険の自己負担額を助成します。(所得制限有り) 他の公費負担医療との差額を助成します。 (今後の展開方向) 医療費の助成を行うことで安心して医療が受診できるとともに、ひとり親家庭への経済的負担の軽減となるよう、継続的な実施に努めます。	継続	医療保険課
102	母子・父子自立支援員の設置	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供、相談指導等、生活全般の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。相談内容の複雑・多様化に対応できるよう、関係機関等との連携強化に努めます。	継続	社会福祉課
103	自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が自立をめざして仕事に必要な資格や技術を身につけるため、教育訓練を受講し、支払った費用の一部を給付します。	継続	社会福祉課
104	高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母または父子家庭の父が就労に役立つ資格を取得するため、養成機関で訓練を受講している場合に、修業されている期間について生活の安定を図るため訓練促進給付金を支給します。また、養成機関への入学時における負担を考え修了支援給付金を訓練修了後に支給します。	継続	社会福祉課
105	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親または児童が、より良い条件での就業や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合、その学び直しを支援することを目的に給付金を支給します。	継続	社会福祉課
106	児童扶養手当	父母の離婚などで父親あるいは母親のいない児童や両親のいない児童(18歳に達した最初の3月末までの児童、または、20歳未満で心身に中度以上の障がいがある児童)を養育している方に手当を支給します。	継続	社会福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	担当
107	母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子並びに寡婦家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金(修学、就学、就職支度、事業開始、技能習得等)の貸付を行います。	継続	社会福祉課

(2)在住外国人家庭への支援

市内在住の外国人やその子どもが直面する言葉、生活習慣等の問題への対応に向けて、NPO法人篠山国際理解センターなどの市民組織との連携を図りながら、外国語による情報提供や各種相談など生活に関する支援を推進します。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
108	外国人住民への相談等支援の推進	増加傾向にある外国人住民が安心して生活できるよう、日本語理解が困難な外国人市民に対して通訳ボランティアと連携し、外国人住民相談に取り組みます。また、ニーズの増加・多様化に対応できるよう、体制の充実を図ります。 また、各種健診事業や訪問事業等、外国人住民への子育て支援が円滑に行われるよう、関係部局及び関係機関が連携して対応します。	充実	地域振興課
109	多言語に対応した情報発信の推進	外国人住民が安心して生活できるよう、日常生活に必要な情報について、ホームページ上でやさしい日本語により発信します。また、医療、防災、子育て、税金等の情報についてまとめた生活ガイドブックについて、5か国語(日本語・英語・中国語・ポルトガル語・ベトナム語)による情報発信を推進します。	継続	地域振興課
110	NPO法人と連携した外国人住民への支援の推進	NPO法人篠山国際理解センターが主催する、外国人対象の日本語教室の開催や、外国につながる児童・生徒への日本語学習や教科学習への支援、また日本文化体験・親睦のための交流会等の活動について、広報誌やホームページを通じて情報発信を推進します。	継続	地域振興課

(3)児童虐待防止に向けた取り組みの推進

様々な事情により養育に不安や困難を抱えた結果として児童虐待につながることも多いことから、支援が必要な子育て家庭に対し、各種サービスの利用促進や伴走型の相談支援を行い、児童虐待の未然防止や養育環境の安定を図ります。

また、要保護児童対策地域協議会をはじめ、教育・保育機関、児童相談所(こども家庭センター)、民生委員児童委員また地域で活動する民間団体等との連携を強化し、児童虐待の予防や早期発見に係る体制の充実を図ります。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
111	丹波篠山市要保護児童対策地域協議会	<p>児童虐待に関する諸問題について、福祉、教育、医療、地域、警察等の関係機関及び民間団体等との連携体制の強化を図り、情報交換や事例検討、啓発活動を実施し、早期発見や早期対応を図ります。</p> <p>実績値(令和6年度見込)</p> <p>●代表者会議・実務者会議・個別支援会議開催数:10回 (今後の展開方向)</p> <p>関係機関の連携強化を行う代表者会議、実務者会議を実施するとともに、必要な事案に対しては個別支援会議を行い早期発見、早期対応に取り組みます。</p> <p>目標値(令和11年度)</p> <p>●代表者会議・実務者会議・個別支援会議開催数:10回</p>	継続	社会福祉課
112	子ども(児童)の権利に関する啓発	<p>子どもの基本的人権の尊重を促進するため、法務局「子どもの人権110番」の広報啓発や、いじめ・パワハラをテーマにした人権講演会、児童虐待予防・防止の講演会等を通じて、「子どもの権利条約」「こども基本法」の理念をふまえた啓発を行います。</p>	継続	社会福祉課
113	養育支援訪問事業	<p>養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保健師等による専門的な相談を実施します。</p> <p>※19頁に「量の見込みと確保策」を記載しています。</p>	継続	社会福祉課
114	子育て世帯訪問支援事業	<p>家事や子育て等に対して不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の自宅を訪問支援員等が訪問し、育児や家事に関する援助を行います。</p> <p>※19頁に「量の見込みと確保策」を記載しています。</p>	継続	社会福祉課
115	子育て家庭ショートステイ事業	<p>保護者の育児疲れ等により一時的に養育が困難となった場合や、緊急一時的に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護します。</p> <p>※14頁に「量の見込みと確保策」を記載しています。</p>	継続	社会福祉課

(4)子育て家庭への経済的支援と子どもの貧困対策の推進

子育て家庭への経済的負担の軽減に向けて、児童手当など各種福祉施策の周知を図るとともに、生活困窮世帯の経済的自立に向けた支援など、子どもの貧困対策に関する取り組みを推進します。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
116	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に高校生(※)までの児童を養育する保護者全員に児童手当を支給します。	継続	社会福祉課
117	ふるさと創生奨学金の貸与	向学心とふるさとへの誇りを持ち、地域社会に貢献できる人材を育成するため、高等学校等へ進学を希望するにも関わらず経済的理由等により修学が困難な生徒に対し、丹波篠山市ふるさと創生奨学金を貸与します。	継続	教育総務課
118	就学援助制度の実施	経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費など、学校で必要な費用の一部を援助します。	継続	学事課
119	待機児童対策事業	待機児童の解消に向けて、保育所または認定こども園への入所にあたり、定員超過等の理由により希望の保育所等に入所できず、他の保育所や認定こども園等に遠距離通所することになった児童の保護者の負担の軽減を図るため、補助金を交付します。	継続	子育て企画課
120	子ども食堂の支援	子どもたちが健やかに成長できるよう、社会福祉協議会や地域のボランティア団体等と連携して子どもの学習支援や、子ども食堂の支援に取り組みます。	継続	子育て企画課
103	自立支援教育訓練給付金	<再掲>(41頁参照)	継続	社会福祉課
104	高等職業訓練促進給付金	<再掲>(41頁参照)	継続	社会福祉課
105	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	<再掲>(41頁参照)	継続	社会福祉課
106	児童扶養手当	<再掲>(41頁参照)	継続	社会福祉課
107	母子父子寡婦福祉資金の貸付	<再掲>(42頁参照)	継続	社会福祉課

※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校生年代まで)支給されます。

(5)子どもの安全確保とやさしい環境づくり

子育て家庭の豊かな生活環境づくりに向けて、良好な住宅確保への支援をはじめ、道路や公共施設における子育てバリアフリーを推進します。また、子どもを交通事故や犯罪から守るための交通安全対策や防犯対策の充実を図るとともに、子どもの健全な成長を阻む有害環境の浄化のための取り組みを推進します。

No	事業名	事業概要	方向性	担当
121	子どもを守り育む環境づくり	<p>地域住民や事業所の協力を得て、子どもが危険な状況に遭遇した場合に、身近に安全を確保できる場として「子どもを守る家」の取り組みを推進します。子どもへの周知を図り、子どもの安全対策の強化を図ります。</p> <p>(今後の展開方向)</p> <p>子どもが危険な状況に遭遇した場合に、身近に安全を確保できる場である「子どもを守る家」を推進することや、青少年協議会等の青少年健全育成団体が実施する事業を通して、子どもを守り育む環境や意識をつくる取り組みを進めます。また、地域のボランティアや保護者と連携し登下校中の子どもの見守り活動を推進します。</p> <p>目標値(令和11年度)</p> <p>●「子どもを守る家」登録件数:1,200件</p>	継続	社会教育・文化財課
122	学校と連携した防犯対策の推進	防犯意識の高揚を図るため、小・中学校において防犯教室を実施するとともに、不審者の発生時には、保護者に対しメール配信等により迅速に情報発信を行います。	継続	学校教育課
123	地域等の連携による防犯活動	警察、防犯協会、防犯グループ等と連携し、地域におけるパトロール活動を促進するとともに、各種団体の主催による啓発活動や講習会の実施等を促進します。	継続	地域振興課
124	防犯カメラの設置	地域の見守り力の向上を図るため、危険な箇所に防犯カメラを設置します。	継続	地域振興課
125	街路灯の整備	夜間等における犯罪防止及び通行者の安全確保を図るため、危険箇所等に街路灯を設置します。また、令和6年度より、自治会ごとの累計設置数の上限を、20基から30基に引き上げ、より安全な地域づくりを推進します。	充実	市民安全課
126	福祉のまちづくりの推進	兵庫県福祉のまちづくり条例に基づき、道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。	継続	社会福祉課
127	安全な道路環境の整備	子どもや親子連れが安心して移動できるよう、交通安全対策を促進します。	継続	地域整備課
128	防災訓練の実施	教育・保育施設と連携して防災教育を行い、地震や大雨等の大規模災害時を想定した避難訓練に取り組むとともに、保護者との連携のもと、教育・保育施設からの児童の引き渡し訓練を実施します。	継続	子育て企画課 学校教育課
129	保育・教育人材の確保の推進	保育士や幼稚園教諭または保育教諭としての就職を考える方を対象に園の素晴らしさをPRする「保育・教育就職フェア」及び「園見学バスツアー」を実施し、保育士人材等の確保に繋がります。	継続	子育て企画課

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっています。庁内関係部署間の連携とともに、国・県や関係機関との連携をさらに強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

また、本計画を推進するためには、行政のみならず、市民や企業、保育所・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。

子育て支援の関係者や子育て中の家庭だけでなく、市民をはじめ地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画についても広報等により周知・啓発を行うとともに、保育所・幼稚園等をはじめ子どもに関わる機関や企業、NPOなど各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

2 計画の進捗管理・評価

計画の着実な推進のためには、計画を立案し(Plan)、実践する(Do)ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価(Check)、改善(Action)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりのなかで実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、庁内関係各課を中心に、施策の実施状況について点検を行うとともに、社会情勢や市の状況、事業の進捗等をふまえて、必要に応じて計画の見直しを実施します。

第5章 資料編

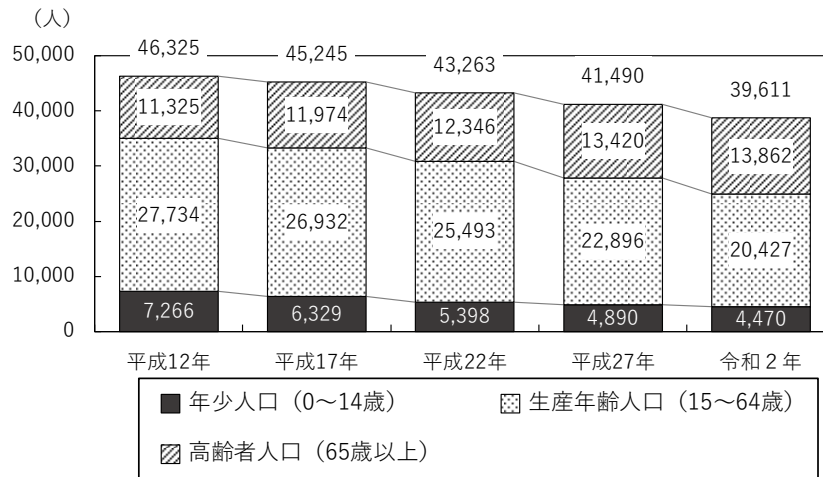
I 子ども・子育てを取り巻く現状

(1)人口の状況

①年齢3区分別の人口・人口比率の推移

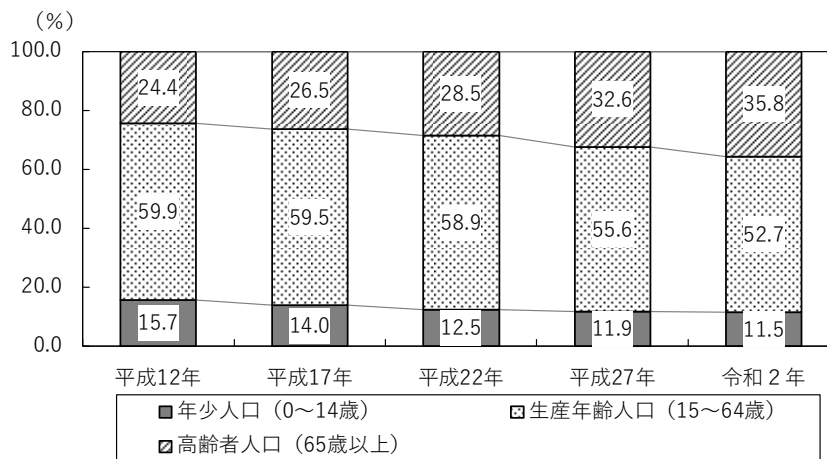
本市の総人口は、平成12年から令和2年にかけて減少傾向に推移しています。年齢3区分別人口及び人口比率の推移をみると、年少人口は減少傾向の一方、高齢者人口は増加傾向にあります。

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口比率の推移

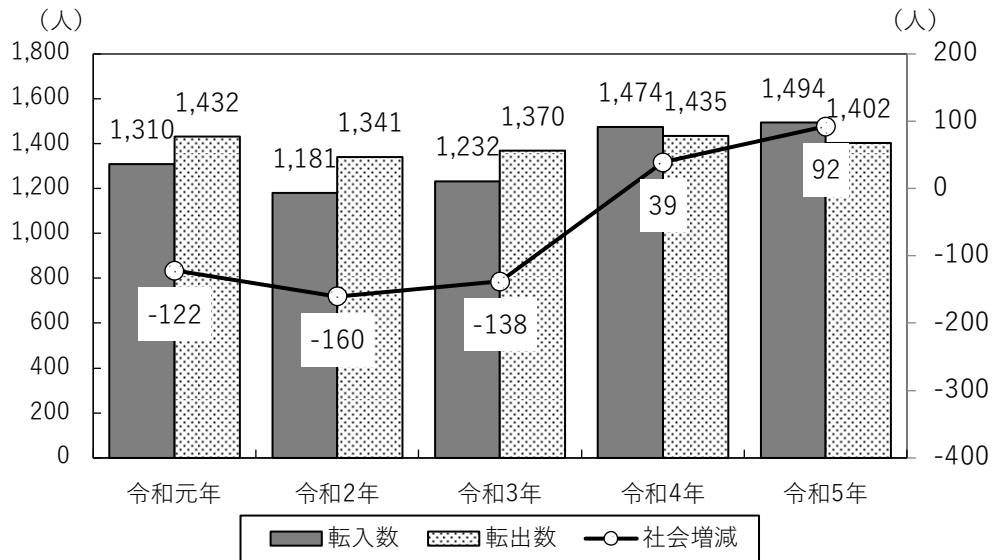


資料：国勢調査

②社会動態

転入数は令和元年から令和3年にかけて減少傾向にあり、その後令和4年に増加に転じています。転出数は令和元年増減を繰り返しながら推移しています。社会増減は、令和4年から転入が転出を上回っています。

■社会動態の推移

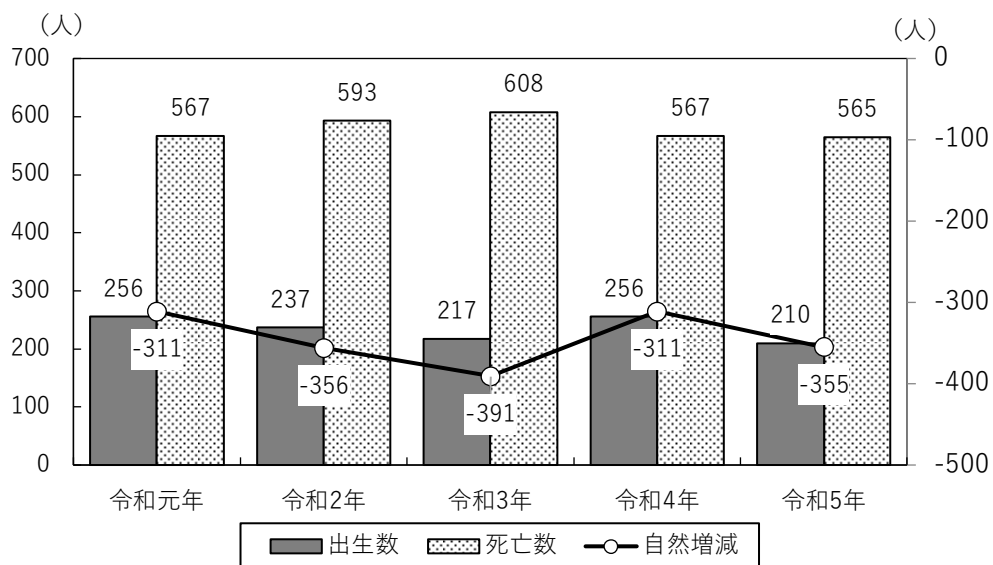


資料：丹波篠山市統計書

③自然動態

出生数は令和元年から令和3年にかけて減少傾向にあり、令和4年に増加に転じましたが、その後再び減少しています。死亡数はほぼ横ばいで推移しています。自然動態は、死亡数が出生数を大きく上回っています。

■自然動態の推移

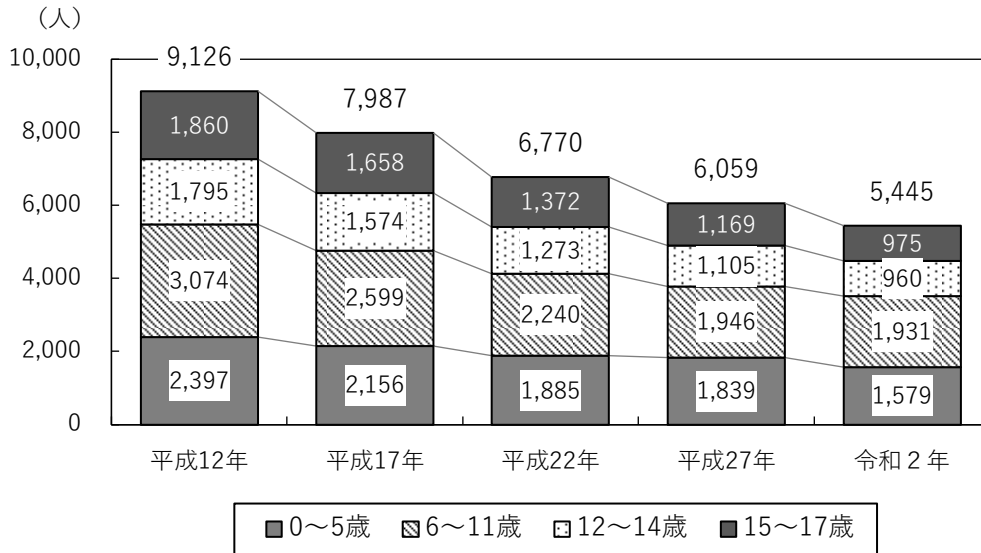


資料：丹波篠山市統計書

④子どもの人口推移

18歳未満の子どもの人口は減少傾向にあります。特に、平成12年から平成22年にかけて大きく減少しています。

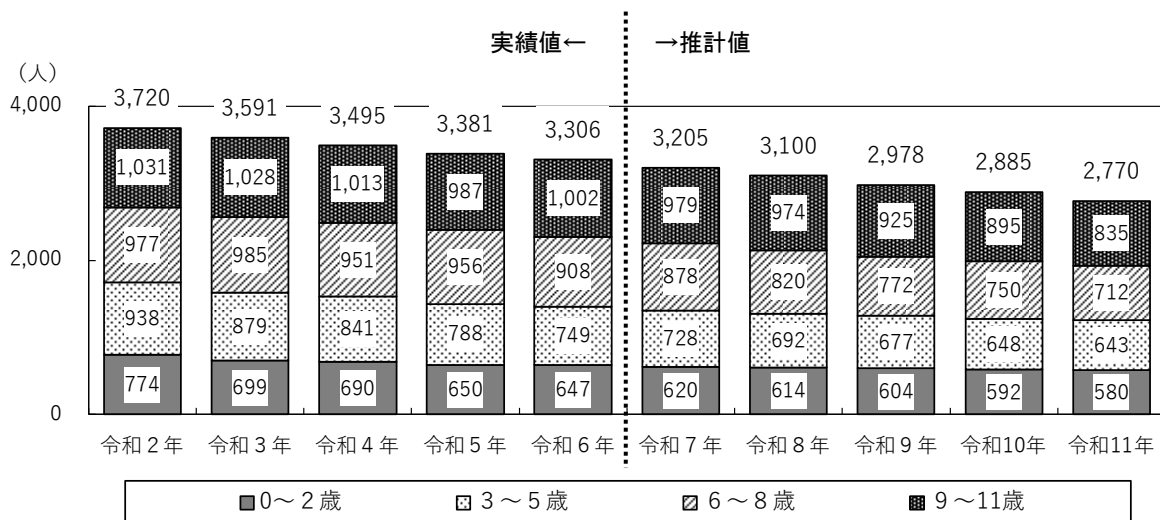
■子どもの人口推移



資料：国勢調査

⑤就学前児童・小学生人口の推移と推計

就学前児童・小学生人口の推移と推計について、年齢を4つの年代にわけてみると、すべての年代で減少傾向にあります。

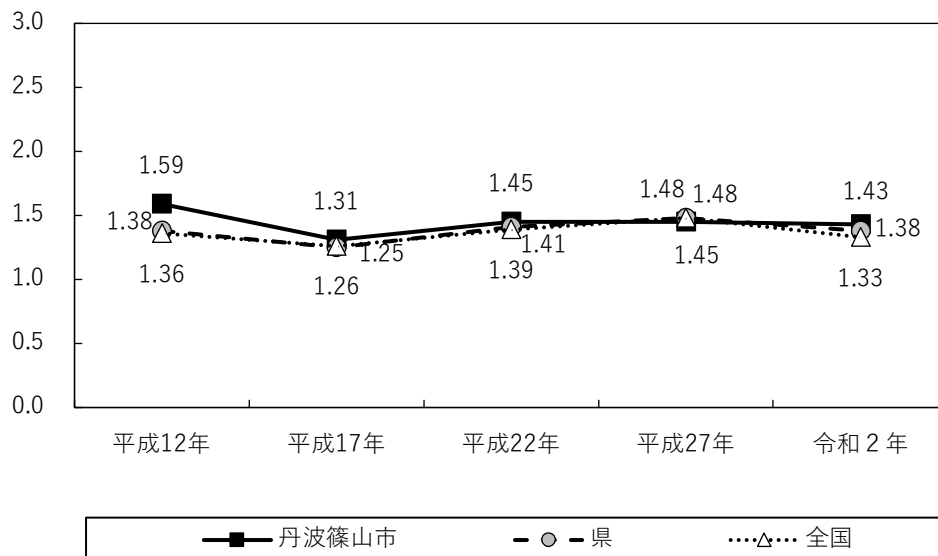


資料：住民基本台帳（令和6年まで）、丹波篠山市独自推計（令和7年以降）

⑥合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、平成 12 年から平成 22 年にかけて減少傾向にあり、その後横ばいで推移しています。全国や兵庫県と比較すると、平成 17 年以降ほぼ同じ水準であることがわかります。

■合計特殊出生率の推移(全国・兵庫県・本市との比較)



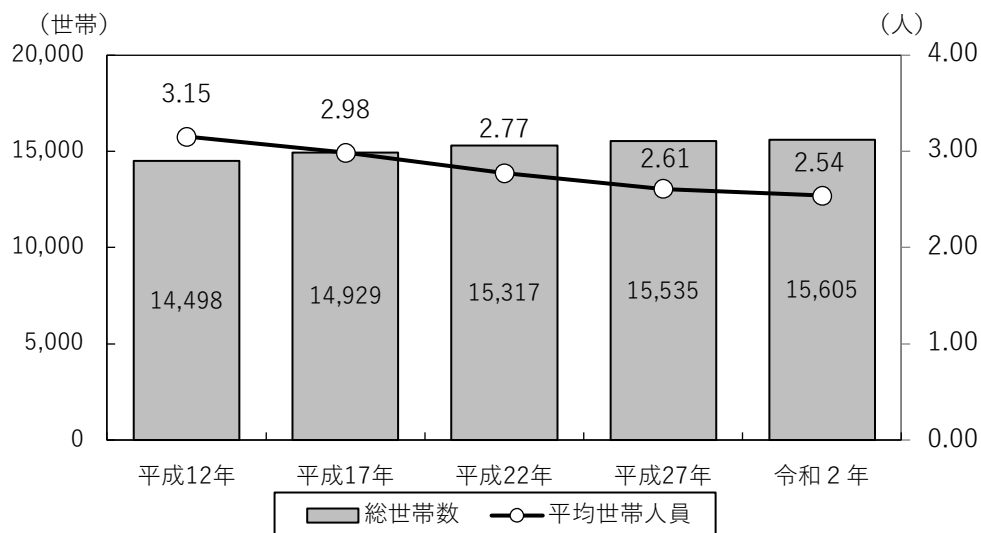
資料：人口動態統計

(2)世帯の状況

①総世帯数及び平均世帯人員の推移

本市の総世帯数は増加傾向にあります、1世帯あたり平均世帯人員は減少傾向にあり、平成17年以降3人を下回っています。

■総世帯数及び平均世帯人員の推移

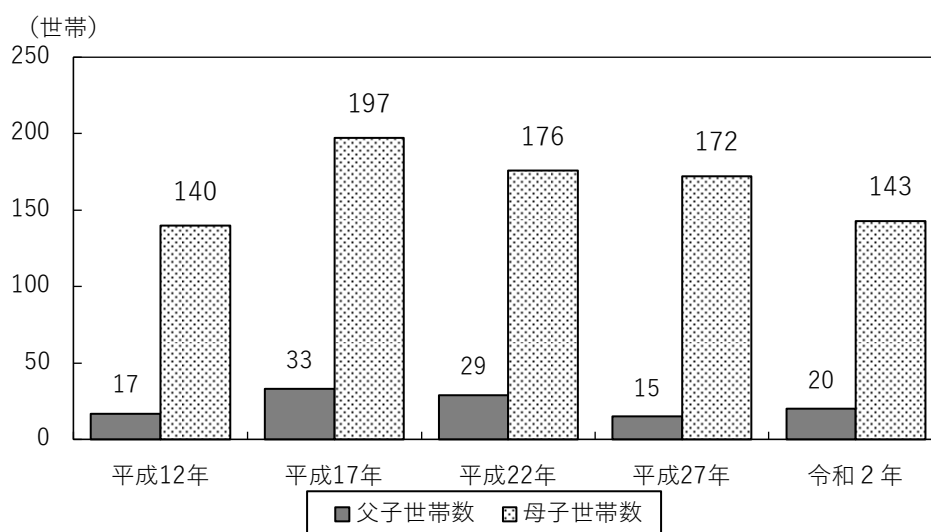


資料：国勢調査

②父子世帯及び母子世帯の推移

父子世帯数は概ね横ばいで推移しています。母子世帯数は、平成22年から減少傾向にあります。令和2年の父子世帯数と母子世帯数は、平成12年と大きな差はみられません。

■父子世帯及び母子世帯の推移

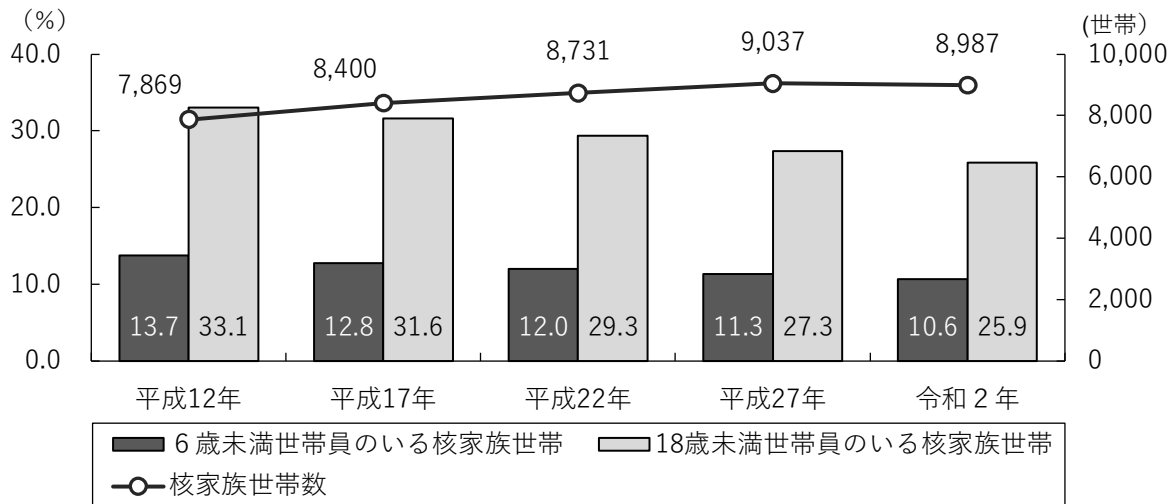


資料：国勢調査

③子育て世帯の推移

核家族世帯数は平成12年から平成27年にかけて増加傾向にありましたが、令和2年に減少に転じています。18歳未満世帯員のいる核家族世帯と6歳未満世帯員のいる核家族世帯においては、平成12年以降減少傾向にあります。

■6歳未満世帯員及び18歳未満世帯員のいる核家族世帯の割合

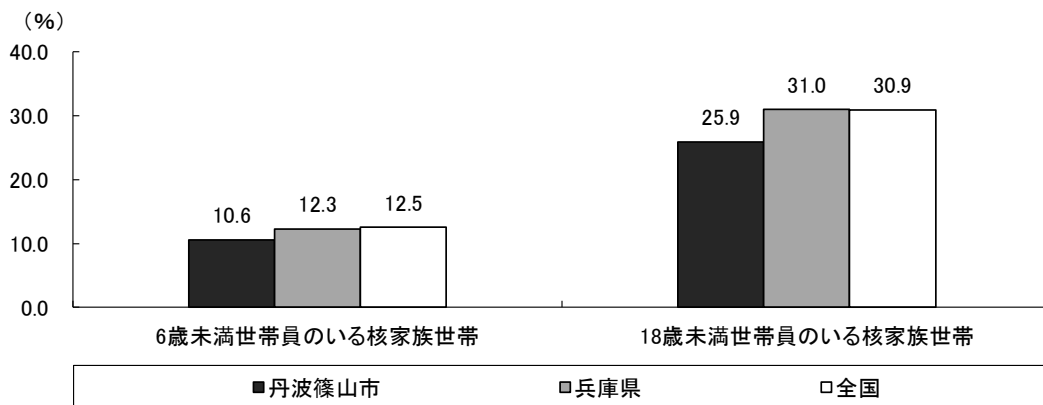


資料：国勢調査

④子育て世帯の状況

子どもがいる核家族の割合を全国や兵庫県と比較すると、本市は全国や兵庫県より低い水順であることがわかります。

■一般世帯数に占める子どもがいる核家族世帯の割合(国・兵庫県・本市の比較)

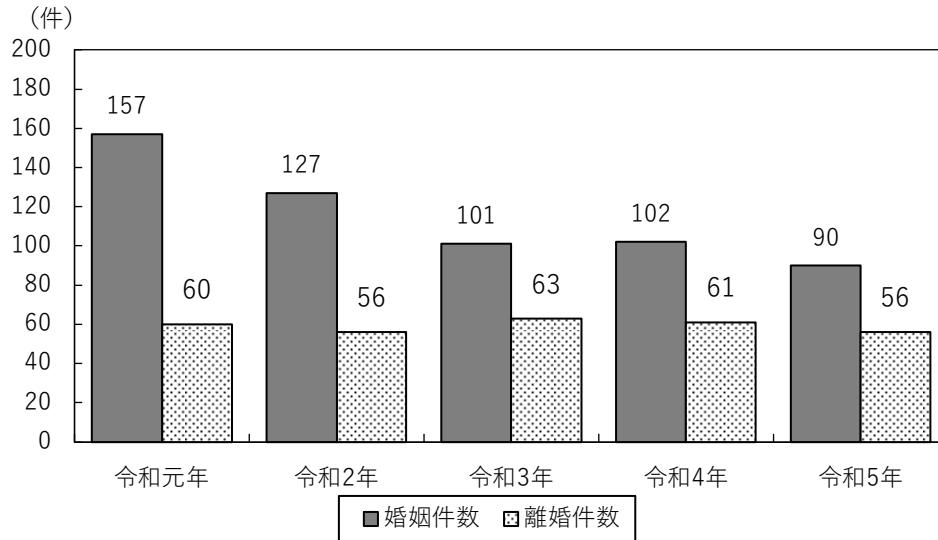


資料：国勢調査

⑤婚姻件数及び離婚件数の状況

婚姻件数は、令和元年から令和5年にかけて減少傾向にあり、離婚件数は、令和元年からほぼ横ばいで推移しています。

■婚姻件数及び離婚件数の推移

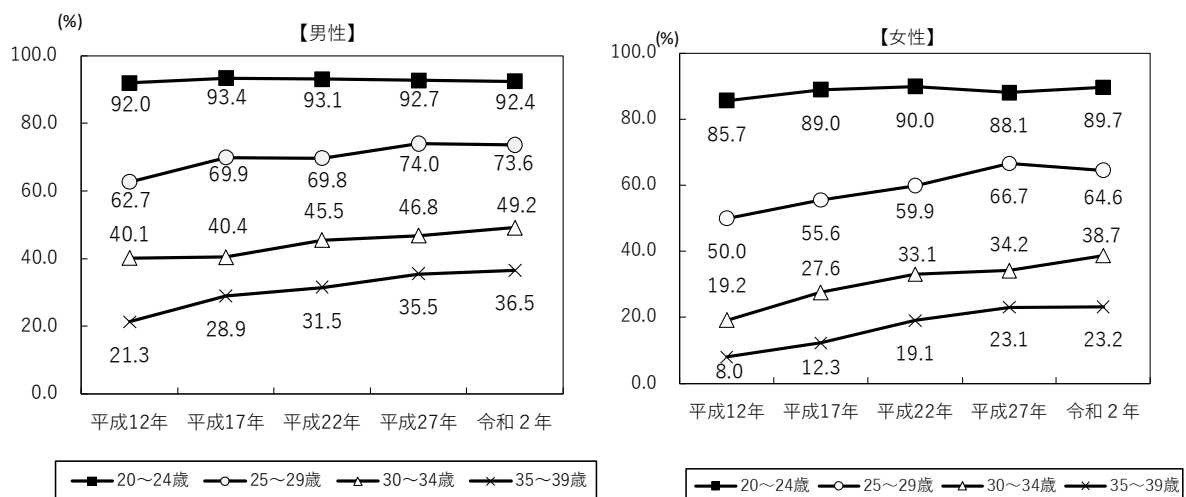


資料：兵庫県人口動態統計

⑥未婚率の推移

男性女性ともに、未婚率は上昇傾向にあります。30歳代後半は男性女性とも大きな変化は見られません。

■未婚率の推移(男女別・年齢階層別)



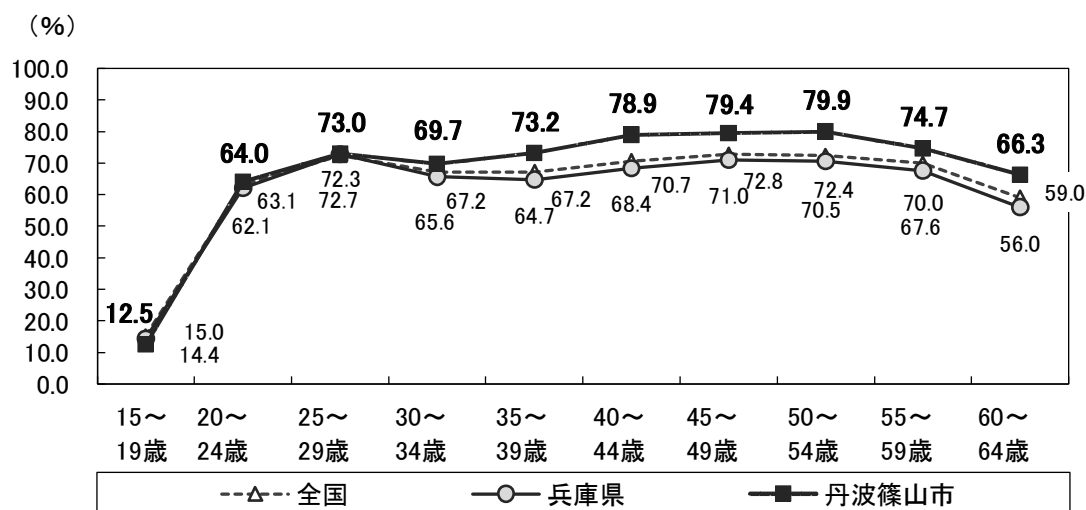
資料：国勢調査

(3)就労の状況

①女性の労働力率

本市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、30歳代で労働力率が低下するM字型となっています。全国・県と比較すると、本市は成人女性においては、いずれの階層においても労働力率が高くなっています。

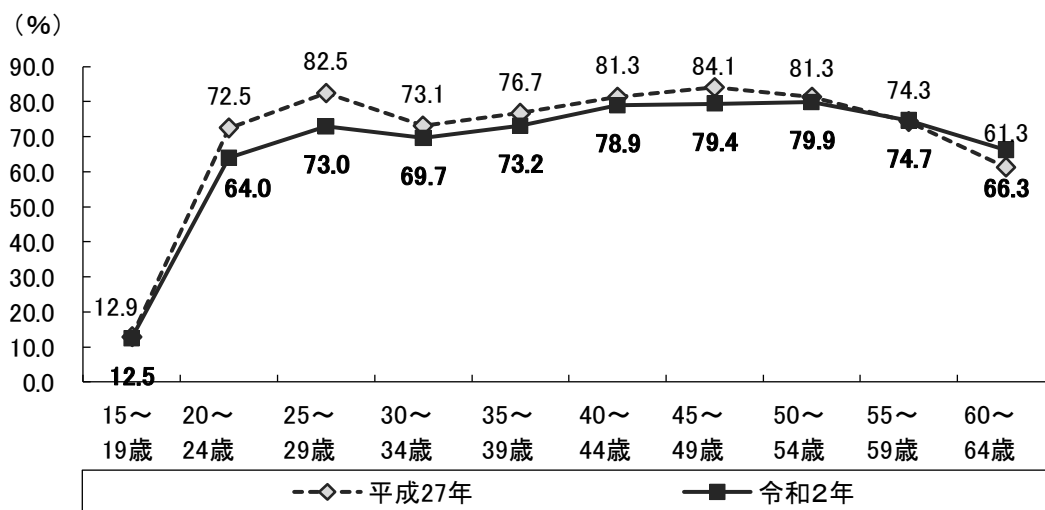
■女性の年齢階層別労働力率(全国・兵庫県・本市の比較)



資料：国勢調査（令和2年）

本市における平成27年と令和2年の女性の労働力率を比較すると、令和2年では平成27年より労働力率が50歳以降を除き減少しています。特に、20歳代の労働力率が平成27年に比べ低い水準となっております。また、30歳代で労働力率が低下するM字型曲線の傾向は引き続きみられます。

■本市における女性の年齢階層別労働力率比較



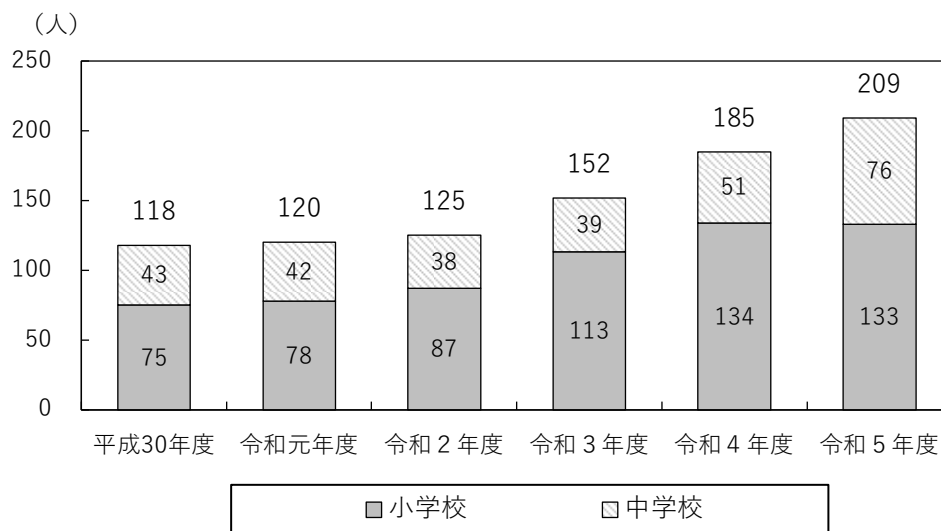
資料：国勢調査

(4) 支援が必要な人の状況

① 特別支援学級・学校の在籍者数

特別支援学級の在籍者数の推移をみると、小学校・中学校ともに増加傾向で推移しています。

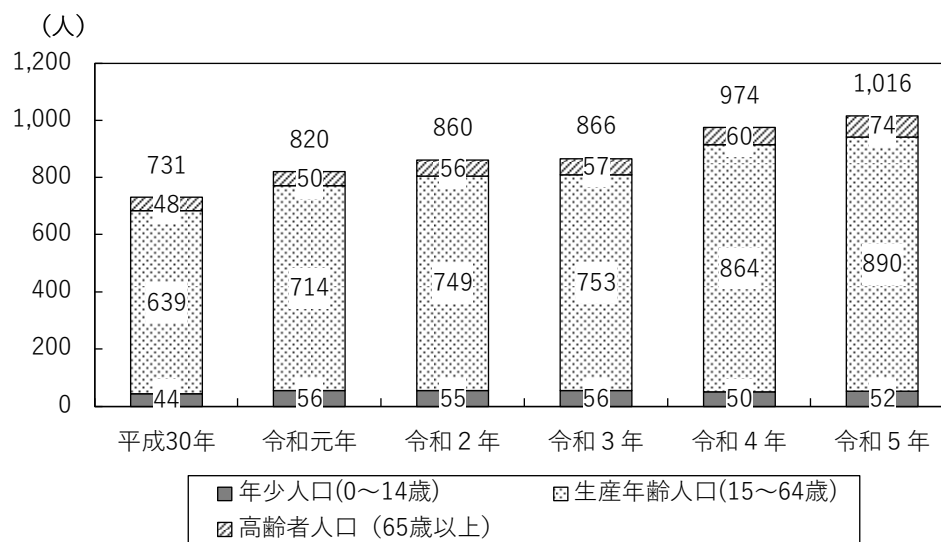
■ 特別支援学級の在籍者数の推移



資料：学校教育課（各年度末現在）

② 外国人人口の推移

外国人人口の推移を年齢3区分別にみると、生産年齢人口が増加傾向で推移しています。また、15歳未満の年少人口は50人程度で推移しています。

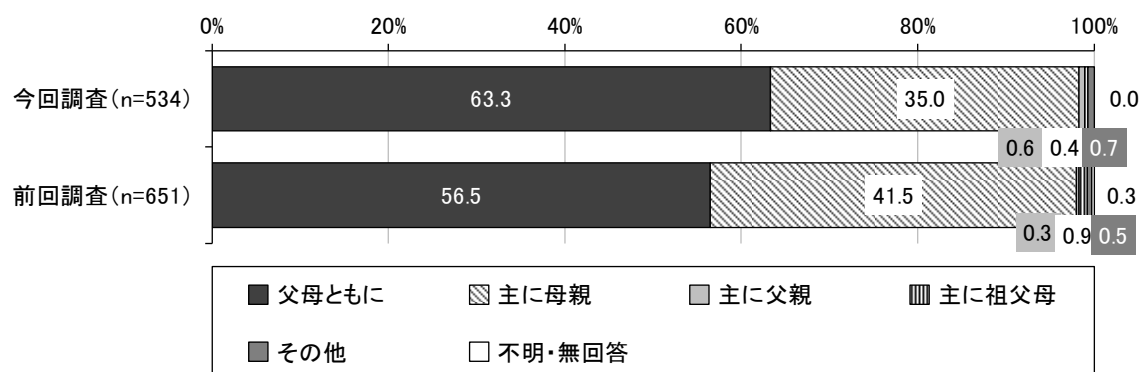


2 ニーズ調査結果

(1) 就学前児童調査結果

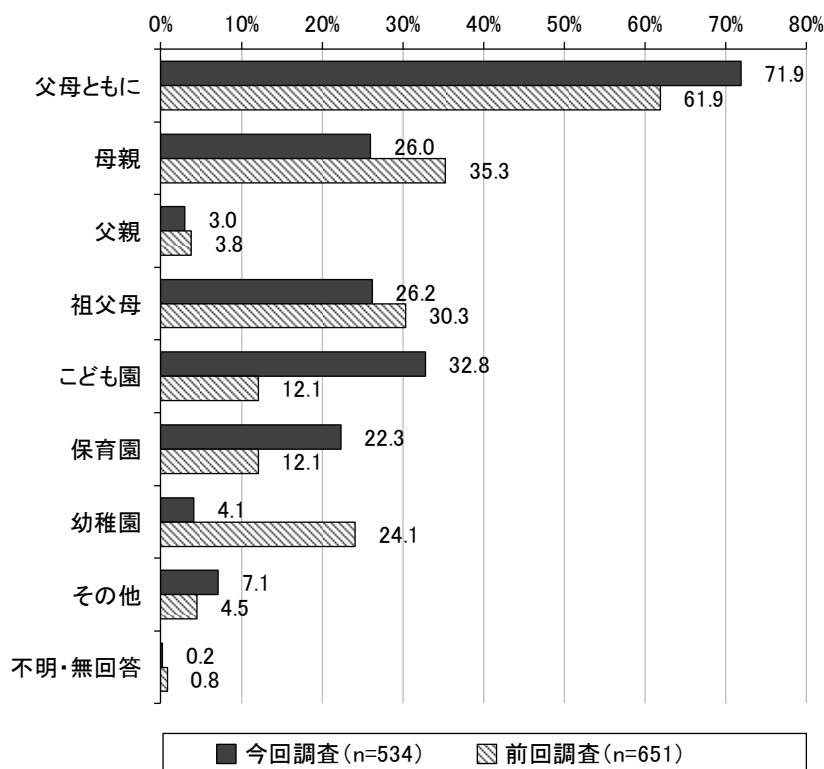
問 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。

「父母ともに」が 63.3%と最も高く、次いで「主に母親」が 35.0%となっており、前回調査結果と比較すると、「父母ともに」が 6.8 ポイント高くなっています。



問 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

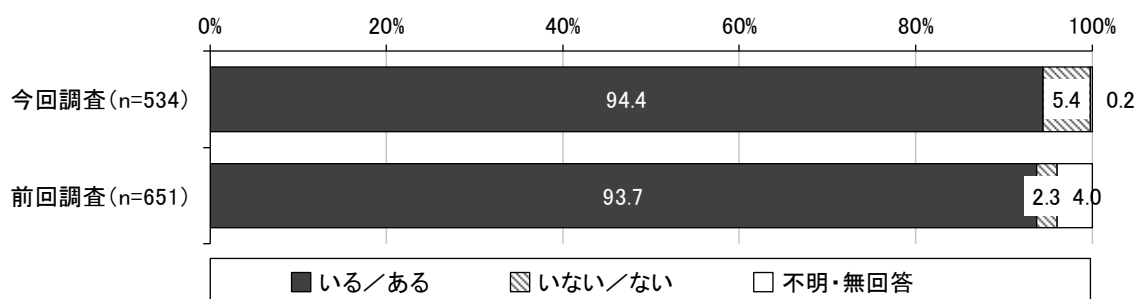
「父母ともに」が 71.9%と最も高く、次いで「こども園」が 32.8%となっており、前回調査結果と比較すると、「こども園」が 20.7 ポイント高く、「幼稚園」が 20.0 ポイント低くなっています。



問 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

「いる／ある」が94.4%と、「いない／ない」の5.4%を上回っています。

また、前回調査結果と比較するとほとんど差がありません。

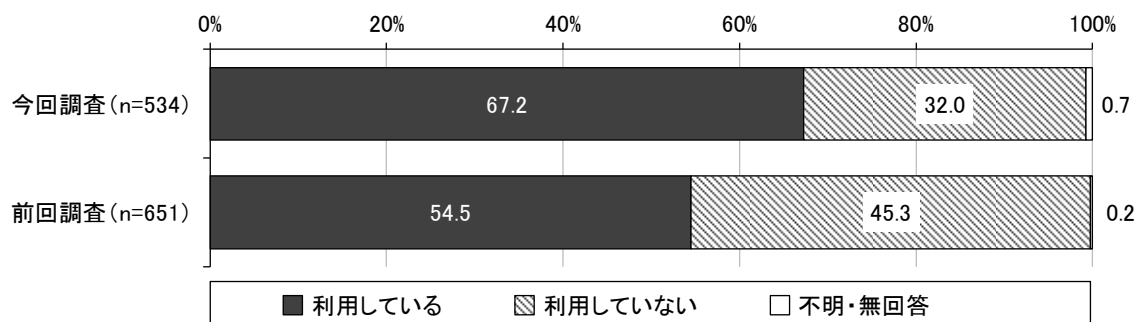


問 宛名のおさんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

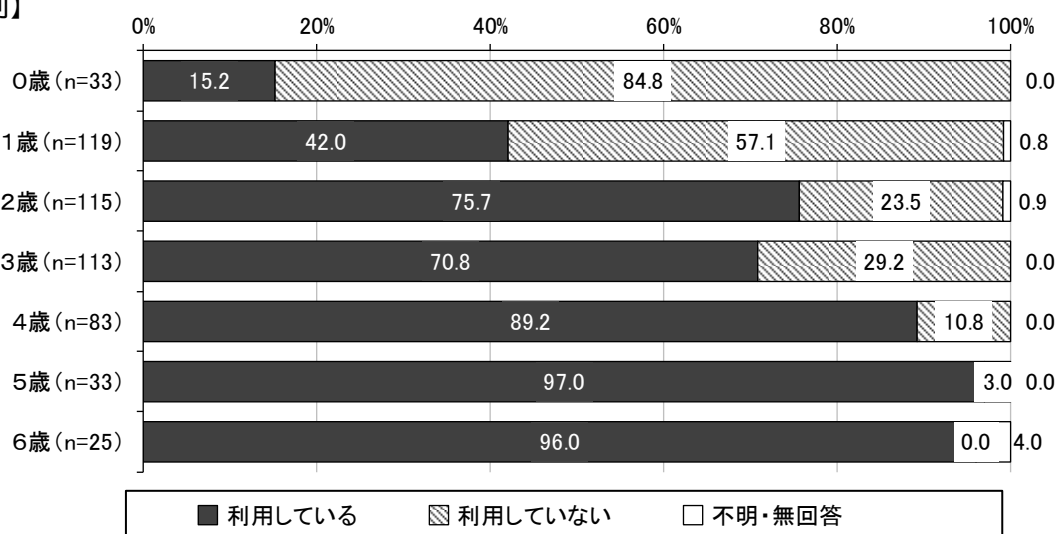
「利用している」が67.2%と、「利用していない」の32.0%を上回っています。

また、前回調査結果と比較すると、「利用している」が12.7ポイント高くなっています。

年齢別にみると、2歳以上では「利用している」の割合が7割を超えています。



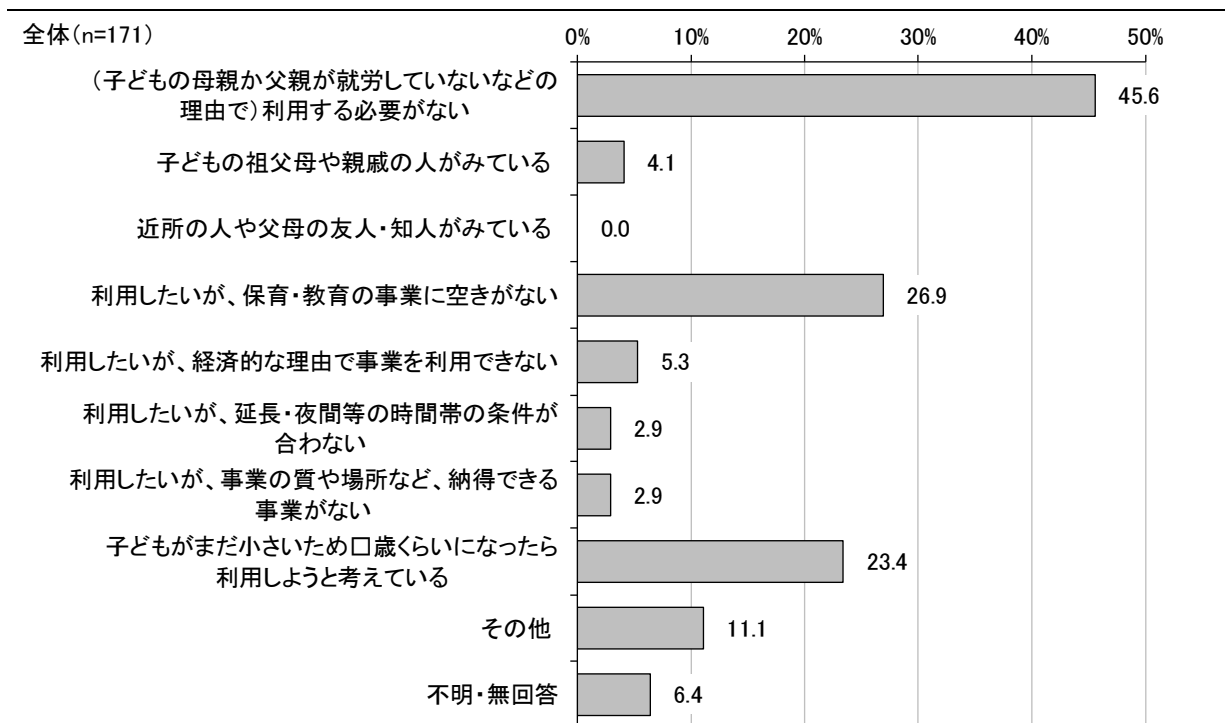
【年齢別】



前の問で「利用していない」に○をつけた方はいかがでしょうか。

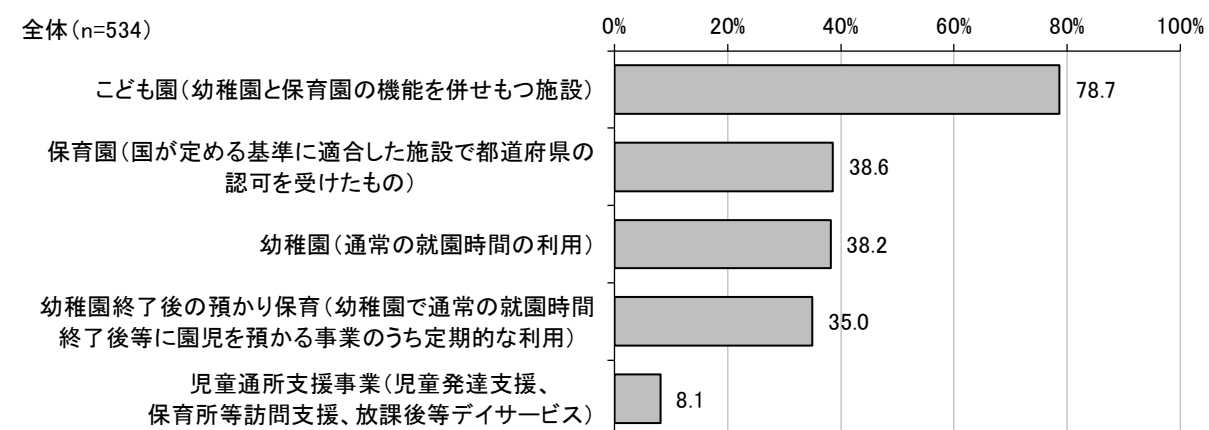
問 利用していない理由は何ですか。

「(子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)利用する必要がない」が45.6%と最も高く、次いで「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」が26.9%となっています。



問 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、将来も含め「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。

「こども園(幼稚園と保育園の機能を併せもつ施設)」が78.7%と最も高く、次いで「保育園(国が定める基準に適合した施設で都道府県の認可を受けたもの)」が38.6%、「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が38.2%となっています。

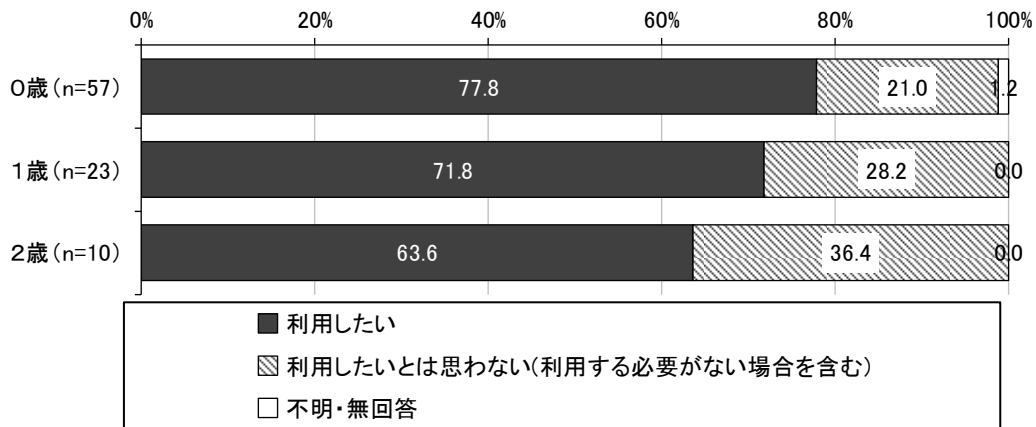


※上位5位を抜粋して掲載

こども誰でも通園制度の利用対象となる2歳以下の定期的な教育・保育の利用がない児童の保護者
 問 平日の教育・保育サービスとして、現在国で検討を進めている「こども誰でも通園制度(仮称)」が実現された場合、利用したいと思いますか。

こども誰でも通園制度の利用意向について、0歳で「利用したい」が77.8%、1歳で71.8%、2歳で63.6%となっています。

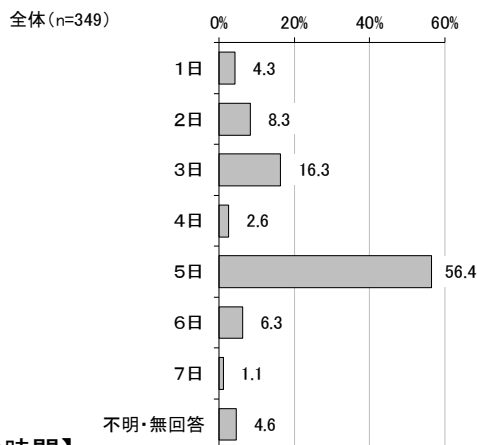
【2歳以下の定期的な教育・保育の利用状況の無い方に限定した場合】



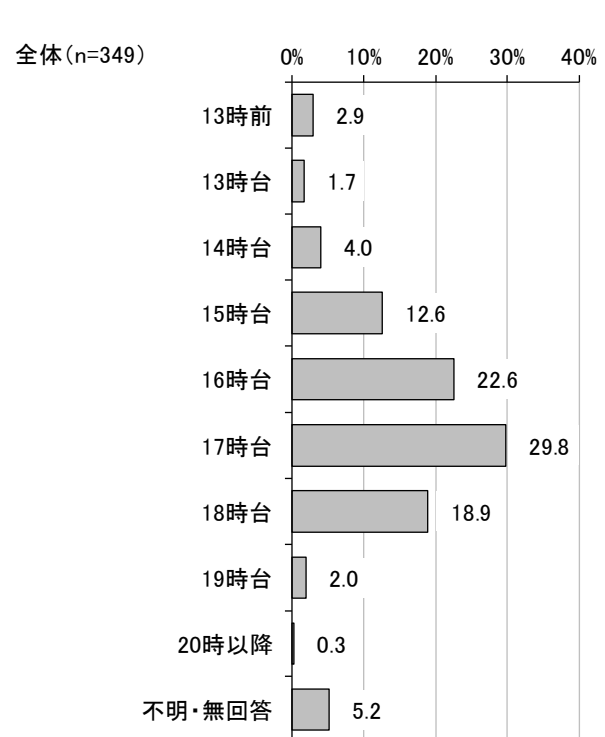
前の問で「利用したい」と回答された方の希望の詳細

希望する1週間あたりの日数は「5日」が56.4%と最も高くなっており、利用開始時間は「9時台」、利用終了時間は「17時台」が最も高くなっています。

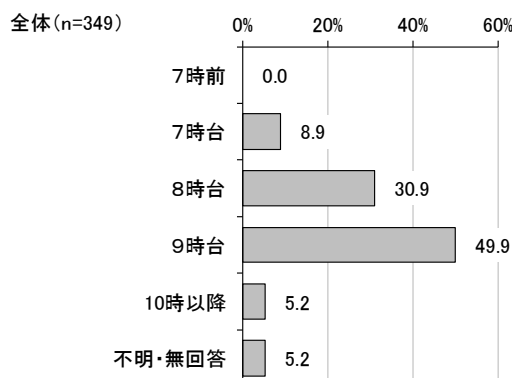
【1週間あたりの日数】



【利用終了時間】



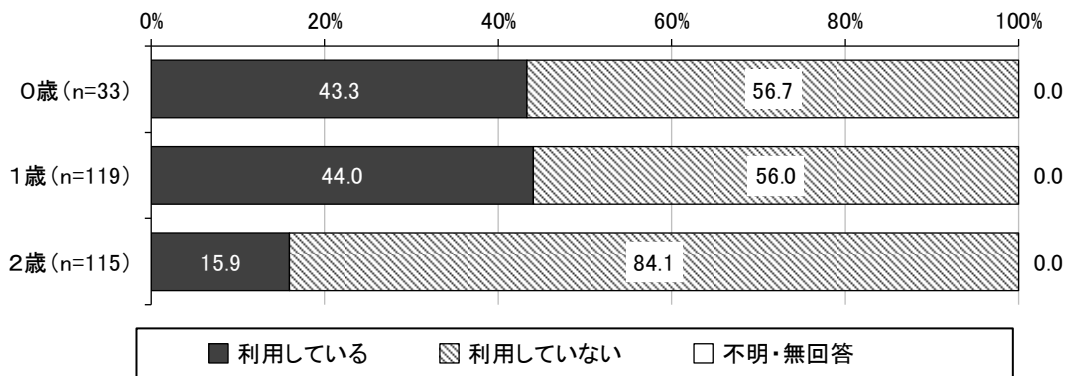
【利用開始時間】



2歳以下の児童の保護者

問 宛名のお子さんは、現在、子育てふれあいセンター(ささやま子育てふれあいセンター、たんなん子育てふれあいセンター、にしき子育てふれあいセンター、こんだ子育てふれあいセンター)を利用していますか。

子育てふれあいセンターの利用状況について、0歳で「利用している」が43.3%、1歳で44.0%、2歳で15.9%となっています。

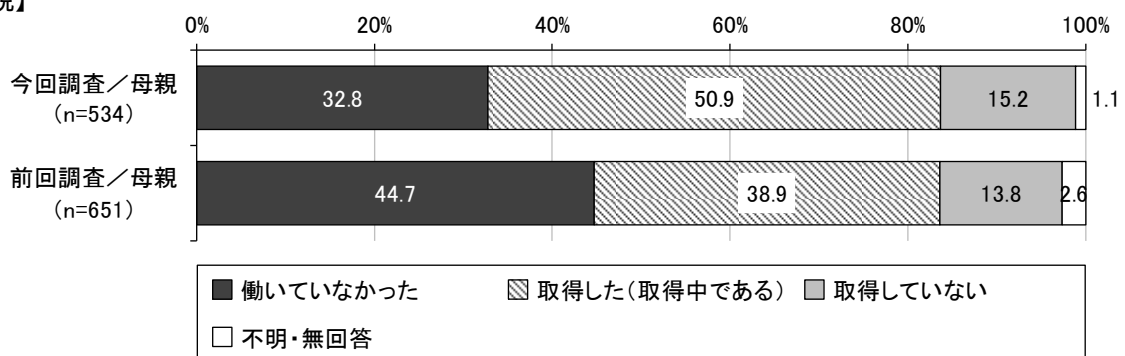


問 宛名のお子さんが生まれた時、母親・父親それぞれ育児休業を取得しましたか。

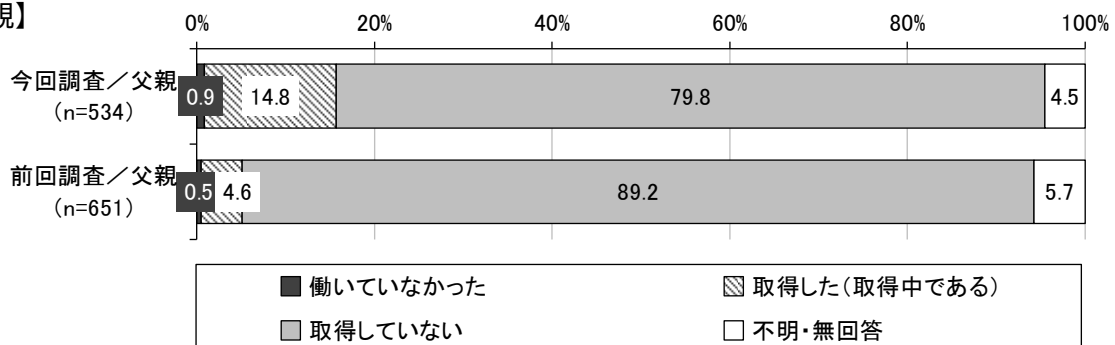
母親では「取得した(取得中である)」が50.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」が32.8%となっており、前回調査結果と比較すると「取得した(取得中である)」が12.0ポイント高くなっています。

父親では「取得していない」が79.8%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」が14.8%となっており、前回調査結果と比較すると「取得した(取得中である)」が10.2ポイント高くなっています。

【母親】



【父親】

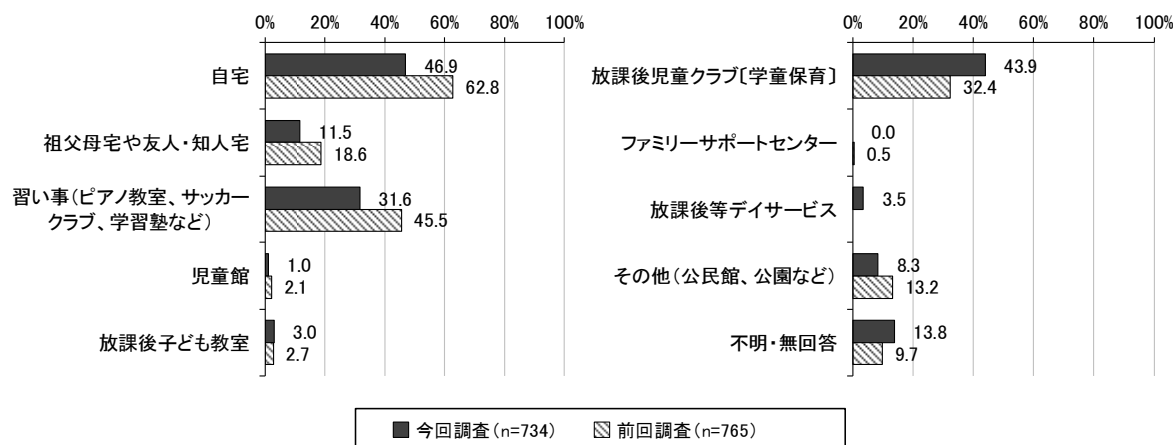


(2)小学生児童調査結果

問 小学生低学年(1～3年生)の保護者にうかがいます。宛名のお子さんについて、小学校低学年(1～3年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

「自宅」が46.9%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が43.9%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が31.6%となっています。

また、前回調査結果と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が11.5ポイント高くなっています。

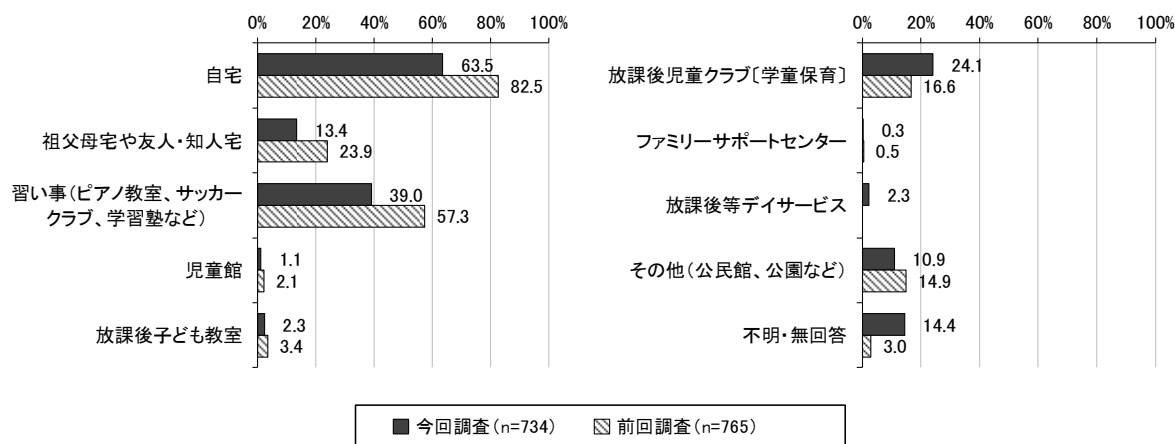


※放課後等デイサービスは今回調査のみの選択肢

問 小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

「自宅」が63.5%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が39.0%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が24.1%となっています。

また、前回調査結果と比較すると、「自宅」が19.0ポイント、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」18.3ポイント低くなっています。



※放課後等デイサービスは今回調査のみの選択肢

3 計画策定の経緯

実施	内容
令和5年11月29日(水) 令和5年度第1回丹波篠山市 子ども・子育て会議	○子ども・子育て会議について ○第2期 ささっ子 子育て いちばんプラン(第2期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画)について ○こども基本法について ○第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査について
令和6年1月5日(金)～ 1月22日(月) 子ども・子育て支援事業計画 策定にかかるニーズ調査の 実施	調査対象者:市内在住の就学前児童(0～5歳)を持つ保護者、市内在住の小学生児童(小学1年生～6年生)を持つ保護者 調査方法:郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEB調査(調査の実施にあたっては、就学前児童保護者用と小学生児童保護者用の2種類の調査票を作成し、該当する児童がいる全世帯に、いずれかの調査票が届くように調整したうえで実施) 回収率:就学前児童 61.0%、小学生児童 61.8%
令和6年5月23日(木) 令和6年度第1回丹波篠山市 子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画について ○丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査結果について ○今後のスケジュールについて
令和6年10月1日(火) 令和6年度第2回丹波篠山市 子ども・子育て会議	○第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ○今後のスケジュールについて
令和6年12月2日(月) 令和6年度第3回丹波篠山市 子ども・子育て会議	○第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画の素案について
令和6年12月9日(月) 答申	○計画の答申
令和7年1月21日(火)～ 令和7年2月20日(木) パブリックコメント	○パブリックコメントの実施

4 丹波篠山市子ども・子育て会議委員名簿

※順不同・敬称略

令和6年12月9日現在

通番	所属(団体)等	氏名	備考
1	丹波篠山市主任児童委員	塚本 一男	会長
2	兵庫県保育協会丹波篠山支部長	中山 義弘	副会長
3	丹波篠山市民生委員児童委員協議会	泉 より子	
4	丹波篠山市医師会(小児科医)	小嶋 みち	
5	中学校校長会	木村 暁	
6	小学校校長会・幼稚園園長会	近成 真介	
7	認定こども園長	上山 結美子	
8	丹波篠山市青少年協議会	西家 幸男	
9	丹波篠山市社会福祉協議会	上山 真子	
10	丹波篠山市 PTA 協議会	堀井 志保	
11	丹波篠山市子ども会連絡協議会	久下 豊	
12	丹波篠山市学童保育連絡協議会	松本 美香	
13	保育園保護者	田代 沙織	
14	女性委員会	井上 円香	
15	有識者	溝畑 和美	
16	有識者	酒井 京子	

任期:令和5年2月2日から令和7年2月1日まで(2年間)

5 丹波篠山市子ども・子育て会議規則

○丹波篠山市子ども・子育て会議規則

平成25年3月29日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、丹波篠山市子育ていちばん条例（平成23年篠山市条例第22号。以下「条例」という。）第11条の規定により設置する丹波篠山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第2条 子ども・子育て会議に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に部会及び小委員会を置くことができる。

2 部会及び小委員会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長、小委員会に委員長を置き、部会又は小委員会に属する委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

6 丹波篠山市子育ていちばん条例

○丹波篠山市子育ていちばん条例

平成23年10月3日

条例第22号

改正 平成25年3月27日条例第11号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもが大切にすること（第4条）

第3章 大人の役割（第5条—第9条）

第4章 目的の達成に向けて（第10条）

第5章 子ども・子育て会議（第11条—第14条）

第6章 委任（第15条）

附則

丹波篠山市には、未来を担う大切な子どもたちが、健やかに成長できる素晴らしい自然、歴史、伝統文化、そして子どもたちを温かく見守る地域のつながりがあります。

子どもたちが、この豊かな地域環境に包まれ、健やかに育つことで、丹波篠山市はみんなの笑顔があふれる明るいまちとなります。そして笑顔あふれるまちは、みんなの夢や希望を大切にすまちなちとなり、「子育てしやすい・子育てしたくなるまち」へとつながり、“すべての人に優しいまち”となります。

子どもは、家庭や地域に明るさや喜びを与え、人々の絆を深める大切な存在であり、私たちのふるさとを支えていくかけがえのない存在です。みんなの大切な宝である子どもたちを、心も体も健やかで幸せに育てることは、保護者はもちろんのこと、地域全体の責務でもあります。

わたしたちは、こうした考えのもと、子どもたちを健やかに育み、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに丹波篠山市子育ていちばん条例を制定します。

第1章 総則

(めざすもの)

第1条 この条例は、大人それぞれの役割を明確にし、地域社会全体で子育てや子

どもが自ら育つ力を支えることにより、丹波篠山市に育つ子どもが、健やかに生まれ、将来に夢と希望を持って力強く生きることがめざします。

(用語の意味)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号のとおりとします。

- (1) 子ども 18歳未満の者をいいます。
- (2) 学校等 保育所、幼稚園、学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設をいいます。
- (3) 事業者 市内に事業所を有する個人又は法人等で、事業を営むものをいいます。

(大切にすること)

第3条 子どもは、性別、国籍、障がい等にかかわらず、社会の一員として誰からも愛され、受け入れられます。

- 2 子育てや子どもが自ら育つ力を支え、子どもの素晴らしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合います。
- 3 子どもの意見を尊重し、その年齢及び成長に応じ、子どもにとっての最善の利益を考慮します。

第2章 子どもが大切にすること

第4条 子どもは、社会生活上の決まりを守ります。

- 2 子どもは、自分自身を大切にするとともに、他の人を大切にします。
- 3 子どもは、あらゆる人との交流を大切にし、自らの生きる力を高めます。
- 4 子どもは、自らの夢を実現するために、様々なことを学びます。

第3章 大人の役割

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子育てについて第一義的責任を持ち、家族とともに次の役割を担います。

- (1) 子どもの年齢や発達にふさわしい環境の下で子どもを育てること。
- (2) 家庭において子どもに基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成すること。
- (3) 家庭において子どもが心身ともに安らぎ、くつろげる場をつくること。

(地域住民の役割)

第6条 地域住民は、子どもが地域の様々な人たちとのふれあいや関わり合いの中で育つことが大切であることを認識し、次の役割を担います。

- (1) 地域社会の一員として育てるため、子どもが、地域の活動に参画できる機会をつくること。
- (2) 虐待、暴力、犯罪などから子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。
- (3) 地域の人や資源を活かし、学校等や家庭との交流や支援に取り組むこと。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、地域施設のひとつとして、家庭及び地域と積極的に連携すると

ともに、子どもが、自立し、社会でたくましく生きる力を身につけることができるよう、その年齢及び成長に応じ、子どもの育ちを支えます。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、事業活動を通じ、子どもの育成や子育て支援に貢献する大切さを認識し、次の役割を担うよう努めます。

- (1) 保護者が、子どもとの関わりを深めることができるよう配慮すること。
- (2) 地域住民が行う子どもの育成に関する活動に協力すること。

(市の責務)

第9条 市は、子どもの健全な育成に関する施策の推進に当たっては、福祉、保健、教育及びその他関係分野について、相互に連携し、総合的に取り組みます。

- 2 市は、子育てや子どもが自ら育つ力を支えるため、保護者、地域住民、学校等及び事業者が、相互に連携できるよう支援します。
- 3 市は、子どもに対する虐待及びいじめの予防並びに早期発見に取り組み、虐待及びいじめに対し迅速かつ適切に対応するために、相談機能を充実し、関係機関と連携して、必要な支援を行います。
- 4 市は、子どもが安心して生活することができるよう、保護者、地域住民、学校等及び事業者と相互に連携し、子育て家庭の支援を行います。
- 5 市は、子どもが社会の一員であることを認識し、意見表明の機会を提供します。

第4章 目的の達成に向けて

第10条 市長は、子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、当該施策に関する事業計画（以下「事業計画」といいます。）を策定します。

- 2 市長は、事業計画を策定し、又は変更しようとするときは、丹波篠山市子ども・子育て会議の意見を聴きます。
- 3 市長は、事業計画を策定しようとするときは、あらかじめ市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じます。
- 4 市長は、事業計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。

第5章 子ども・子育て会議

(設置)

第11条 市長の附属機関として、丹波篠山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」といいます。）を置きます。

(担任する事項)

第12条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に規定する事項のほか、次に掲げる事項を調査審議します。

- (1) 事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 事業計画に基づいて行った施策の評価に関すること。
- (3) その他子どもの育成に関する重要事項

(組織)

第13条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

(1) 識見を有する者

(2) 公募により応募した者のうちから市長が適当と認めた者

(3) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第14条 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任されることができます。

第6章 委任

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

附 則（平成25年3月27日条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。

(篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成11年篠山市条例第46号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

7 用語解説

あ行

アウトリーチ

対象者のいる居宅等を訪問して働きかけること。

預かり保育

幼稚園が実施する教育時間終了後にも、延長して子どもを預かる。

育児休業

労働者は、対象となる子どもが1歳(一定の条件を満たす場合は、1歳6か月)に達するまでの間で、申出により子どもを養育するための休業を取得することができ、事業主は、このことを理由に解雇その他不利益な取扱いをすることを禁止されている。また、育児休業の他に、一定の要件を満たしたなかで、働きながら子どもの養育ができる制度として、時間外労働や深夜業の制限(小学校就学前の子どもの養育を行う場合)の制度、勤務時間の短縮など(3歳未満の子どもの養育を行う場合)の措置がある。

一時預かり

保護者の断続的または短期間の労働や傷病等による緊急時その他の理由により、家庭で子どもの保育が困難な場合に、一時的に子どもを預かる。

NPO(民間非営利組織:Non Profit Organization)

「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進」(法第1条)することを目的として、平成10年12月に特定非営利活動促進法(NPO法)が施行された。NPO法は、特定非営利活動法人(NPO法人)の自主性、自律性を尊重する観点から、様々な形で行政の関与を極力抑制しており、設立手続において認証主義を採用するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとの考えがとられている。

こうしたなかで、現在多くのNPO法人が設立認証を受け、各地で様々な活動を行っており、新たな公益活動の担い手としての期待が高まっている。

延長保育事業

通常の保育時間の前・終了後に延長して保育を行う。

か行

かかりつけ医

家族全員に対し、その病歴を把握したうえで、的確な診察・健康相談などを行える医師。

家庭児童相談室

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所(丹波篠山市では市役所内にある)に設けられている相談・指導等を行う機関。社会福祉主事、家庭児童相談員が配置されている。

教育振興基本計画(丹波篠山市教育振興基本計画)

教育振興に向けた施策を総合的、計画的に進めるための基本計画のこと。

教育・保育施設

「認定こども園法」に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園、及び児童福祉法に規定する保育所をいう。

健康日本 21(健康たんばささやま 21 計画)

乳幼児期から高齢期まで、生涯の健康の推進に関する基本的な方針や目標について定める計画のこと。

合計特殊出生率

合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 ÷ 年齢別女子人口) の 15 歳から 49 歳までの合計。15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

こども基本法

こども政策の総合的な推進に向けて、こども施策の基本理念等を示した法律のこと。

子育てグループ

子どもの育児をしている親同士が楽しく子育てができるよう、子育てに関する情報交換や交流などを目的に自主的に結成されたグループ。

子育てふれあいセンター

市内に4か所あり、子育てに関する情報提供・相談・指導、子育ての学習・交流事業の実施、子育てグループの育成・支援など、地域の子育て家庭への支援を行う。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事」「女は家庭(家事・育児)」といったように、性別だけで、役割や向き・不向きを決めつける考え方。

こども大綱

こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和 5 年 12 月 22 日、こども基本法に基づき、閣議決定された。

子ども・子育て関連3法

平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。これらの法律に基づき、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年4月から施行された。

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

子ども食堂

社会福祉法人や NPO、ボランティア団体等が、子どもや親子に無料または安価で食事を提供する場所のこと。

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

1989年11月に国連総会において採択された、世界中すべての子どもたちが持つ人権(権利)を定めた条約のこと。

こどもの貧困解消法

「こどもの貧困は社会全体で解決することが重要」との考えのもと、貧困の解消に向けた基本理念等を定め、国・自治体等において、対策を総合的に推進することを目的に施行された法律のこと。

こどもまんなか

国際条約である児童の権利に関する条約、日本国憲法の精神、こども基本法にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子どもの最善の利益を第一に、子どもに関する政策や取組、子どものための行動を中心に据えた地域社会のこと。

こども未来戦略

2030年までが少子化傾向を反転するためのラストチャンスであるとして、次元の異なる少子化対策を推進するため2023年12月に閣議決定された戦略。戦略に基づき、いままでない規模の少子化対策や子育て支援の充実を図ることで、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てができる社会、子どもがいかなる環境・家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。

コーホート変化率法

各コーホート(同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す)について、過去における実績人口から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

雇用開発協会

高齢者や障がい者等の雇用に関し、相談・援助・給付などの各種事業を行う公益法人のこと。

雇用対策行政連絡会議

地域の雇用・失業情勢等の情報を共有することにより、効果的な雇用対策を行うことを目的とする組織のこと。

さ行

サポートファイル

障がい等の理由により個別の配慮や支援が必要な児童生徒について、進級・進学の際にも支援が途切れることがないように、支援に関して必要な情報等を取りまとめたもの。

障がい児福祉計画

障がい児等の地域生活を支援するためのサービスについて、計画的な提供体制の確保に向けて必要な見込量等を示す計画のこと。

障がい者基本計画(丹波篠山市障がい者基本計画)

地域共生社会の実現に向けて、障がい者支援施策の基本的方向性や取り組みを示す計画のこと。

障がい福祉計画

障がい者等の地域生活を支援するためのサービスについて、計画的な提供体制の確保に向けて必要な見込量等を示す計画のこと。

初期医療救急機関

入院や手術を伴わない医療で、地域の病院や医院が交代で診療を行うこと。

事業所内保育

保護者の勤務する企業や病院などの事業所が運営し、職場内または周辺にある施設。一般の保育所では対応できない深夜や休日などの勤務に応じた保育にも対応しているケースもある。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年に施行された時限立法のこと。この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされた。

児童

法律により定義が異なり、学校教育法では満6歳～12歳までを学齢児童、児童福祉法では、満 18 歳未満を児童と定義する。なお、本文中では、法的、専門的な記述については「児童」、その他については「子ども」という表現を用いている。

児童館

児童福祉法第 40 条に基づく児童福祉施設である児童厚生施設の一つで、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としている。児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が配置されている。

児童虐待

身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

児童発達支援事業施設

発達の遅れや障がいのある未就学児を対象に、日常生活スキルの習得や集団生活への適応に資する支援を行う通所施設のこと。

児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行う施設のこと。

児童福祉週間

児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する理解と認識を深め、児童愛護の責任を自覚するよう強調するため、昭和 22 年にスタートして以来、毎年5月5日の「こどもの日」を中心に全国的に実施されてきた。

児童養護施設

保護者のいない児童や、虐待を受けた児童等を入所させ養護するとともに、退所者に対する相談その他自立のための援助を行う施設のこと。

少子化

子どもの出生数の減少や出生率の低下が進行する状態のこと。高齢化や将来の人口減少の原因となる社会問題として近年クローズアップされている。

ショートステイ

保護者が疾病・出産・看護・出張・学校行事等の社会的理由や、育児不安・育児疲労による精神的負担の軽減が必要な場合などで、家庭での子どもの養育が一時的に困難となったときに、施設で数日預かる。

食育

平成 17 年7月に施行された食育基本法に基づいた取り組みで、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけられている。

食育推進計画(丹波篠山市食育推進計画)

食育の推進に関する基本的な方針や目標について定める計画のこと。

森林インストラクター

森林を利用する方に対して、森林や林業に関する適切な知識を伝えるとともに、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う者のこと。

スポーツクラブ 21

豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、平成 12 年度から法人県民税の超過課税を財源として、全県下に地域スポーツクラブを設置する支援事業。

総合計画

本市の長期的なまちづくりを総合的で計画的に推進するため、まちづくりの基本方向と、事業、施策を総合的体系的に示した市の最も基本的な計画。「第3次丹波篠山市総合計画」の計画期間は令和3年度から令和 12 年度までの 10 年間。

た行

男女共同参画

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画のこと。

男女共同参画基本計画(丹波篠山市男女共同参画プラン)

丹波篠山市における男女共同参画社会の形成に向けて、お互いの人権が尊重され、また、男女が対等なパートナーとして、ともにいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざす総合的な取り組みを進めるため、本計画が策定された。

地域型保育事業

0～2歳児を対象とし、小規模保育、家庭的保育(保育者の居宅等で利用定員5人以下で保育を行う)、居宅訪問型保育(保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う)及び事業所内保育を行う事業。

地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、子ども・子育て支援法に基づき実施する事業。

地域福祉計画(丹波篠山市地域福祉計画)

地域福祉推進の主体である市民等の参加を得て、地域課題を明らかにするとともに、解決のために必要となる施策等について示す計画のこと。

通学合宿

子どもが親元を離れ、共同宿泊生活をしながら学校に通い、自分たちで炊事、洗濯、掃除等を行う合宿のこと。体験を通して、基本的な生活習慣を身に付けることを目的とする。

共育て

2023年12月に閣議決定されたこども未来戦略で示された考え方。保護者だけでなく、保護者の職場や地域など、子どもを取り巻く社会全体で、子ども・子育て家庭を見守り、支援し、共に育てていくことを意味する。

トライしよう DAY

各地域で実施させる行事、奉仕活動、体験活動に対して、地域の協力のもと、小学生が主体的に参加し、人間性や社会性を育む活動のこと。

な行

乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設のこと。

認定こども園

保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、「保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できる」、「0～5歳の年齢の違う子ども同士が共に育つ」、「子育て相談などの子育て支援を行い、地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持つ。都道府県知事が条例に基づき認定する。

は行

発達障害児等支援連絡会

発達障がいのある児童やその家族に対する切れ目ない支援の推進を目的に、関係する組織等により構成される機関のこと。

パブリックコメント

市の基本的な施策などを策定する過程において、事前にその案を公表し、市民誰もが意見を述べるができる機会を設け、それに対する市の考え方を公表していく一連の手続。

バリアフリー

障がいのある人等が社会生活をしていくうえで障壁(バリア)となる段差等を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的などすべての障壁の除去という意味で用いられる。

兵庫県福祉のまちづくり条例

平成4年 10 月9日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障がいのある人はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざすための条例。

病児・病後児保育

子どもが発熱などの急な病気となった場合や病気の回復期などに、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育する。

ファミリー・サポート・センター

「子育てを応援したい人」と「子育ての応援をしてほしい人」が会員登録し、育児の相互援助活動を行えるよう支援する。具体的には、事務所を設置し、会員同士の仲介をする。

不育症

妊娠はするものの、流産や死産を 2 回以上繰り返す状態のこと。

ブックスタート

「絵本」を抱っこされながら読んでもらうことで、赤ちゃんが人と一緒にいるぬくもりを感じながら、優しく語りかけてもらう時間を持つことを応援する運動。

ふた葉プロジェクト

「朝日とともに目覚め、四季を感じながら 夢中になって遊ぶ ささやまっ子」を子どもたちのめざす姿とし、特に「眠育」「食育」「あそび」に着目し、基本的な生活習慣の確立と子どもたちの自立支援に向けての取り組みを行う丹波篠山市独自のプロジェクトのこと。

不登校

心理的、情緒的、身体的、社会的要因等により、登校しない、またはしたくてもできない状態を指す。文部科学省の調査では、年間 30 日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している。

不妊症

夫婦が避妊せずに通常の性生活を続けた場合に、1年以上たっても妊娠に至らない状態のこと。

放課後子ども教室

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業のこと。

放課後児童健全育成事業(児童クラブ)

放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

母子生活支援施設

生活困窮や DV 被害等により保護を必要とする母子を保護するとともに、自立に向けた支援を行う施設のこと。

母子・父子自立支援員

ひとり親家庭や寡婦の方々が抱えている様々な悩み事(生活上の問題、子どものこと等)や母子父子寡婦福祉資金の貸し付けの相談相手となり、問題解決の支援をする。

ま行

民生委員・児童委員

地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されている。民生委員・児童委員の任期は3年間。児童委員は、児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務している。民生委員は、福祉に関する社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申を行い、児童委員は、児童・妊産婦の福祉に関する相談・援助を行う。

や行

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、関係組織等により構成される機関のこと。

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている、18歳未満の子どものこと。

わ行

ワークショップ

ある課題についてアイデアを出し合い、意思決定をする会議の方法。通常の会議との違いは、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫されていて形式張っていないこと、グループの創造行為と合意形成に焦点をおいていること等。近年、住民参加型のまちづくりなどで、合意形成のために使われる手法で、様々なアイデアや意見の交換を通じて、参加者全員で判断をしながら進める。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。働くすべての人々が、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった、仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第3期 ささっ子 子育て いちばんプラン
～第3期丹波篠山市子ども・子育て支援事業計画～

発行：丹波篠山市教育委員会事務局
こども未来部 子育て企画課
TEL：079-552-0075
FAX：079-552-5764

発行年月：令和7年3月